

練馬区配偶者暴力防止 および被害者支援基本計画

**平成 24 年度（2012 年度）～
平成 27 年度（2015 年度）**

練 馬 区

はじめに

平成 21 年 3 月、練馬区では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正（平成 21 年 1 月）に基づき、平成 21 年度から 3 か年を計画期間とする「練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」を策定いたしました。

区では、計画に基づき、暴力のない社会の実現を目指し、被害者の保護から自立に至る包括的かつ継続的な支援の取組を、東京都をはじめ他区市町村や関係機関等との連携により、着実に進めてまいりました。

平成 23 年度は、計画の最終年にあたることから、練馬区医師会および練馬法律相談クラブから医師、弁護士にご参加いただくとともに、練馬区内の三警察署や民間団体にもご参加をいただき、昨年 7 月より「練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議」において、平成 24 年度からの新たな計画策定を進めてまいりました。

本計画策定にあたっては、これまでの取組の進捗状況や「第 3 次練馬区男女共同参画計画」を勘案するとともに、「練馬区男女共同参画推進懇談会」からのご意見を踏まえつつ、議論を重ねてまいりました。

また、計画素案の段階では、区民意見反映制度に基づき、区民の皆様からのご意見を募集し、可能な限り計画に反映するようにいたしました。

本計画では、第 3 次練馬区男女共同参画計画と合わせ平成 24 年度から平成 27 年度の期間とし、これまでの計画内容に加え、相談支援体制の強化、さらに若年層への啓発強化として、区内の高校生など若い世代の意識調査を踏まえたデータ DV 対策といった新たな課題にも積極的に取り組んで行くことといたしました。

今後は、本計画をもとに、暴力の未然防止に向けた普及啓発、早期発見をはじめとして、これまで以上に東京都、関係機関、民間の支援団体等とより連携を深め、区における配偶者暴力の防止および被害者支援に関する施策を推進し、どのような暴力も容認しない社会の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定に携わっていただいた「練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議」の委員の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 24 年 5 月



練馬区長 志村 豊志郎

目 次

I	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の性格	
3	計画の期間	
4	推進体制	
II	配偶者暴力をめぐる現状	3
1	国における配偶者暴力の現状	
2	東京都における配偶者暴力の現状	
3	練馬区における配偶者暴力の現状	
4	各機関・団体の取組状況	
III	目標の設定と施策体系	13
IV	具体的な施策	16
	基本目標1 暴力を未然防止するための啓発の推進	16
	施策目標（1）広報と啓発活動の推進	
	施策目標（2）学校での人権教育の推進	
	基本目標2 安心して相談できる体制づくり	19
	施策目標（1）職務関係者等からの通報による早期発見	
	施策目標（2）被害者の立場に立った相談体制の整備	
	基本目標3 安全確保のための体制整備	28
	施策目標（1）被害者の安全確保のための取組強化	
	施策目標（2）被害者等に係る情報の保護	
	基本目標4 自立のための支援体制の整備	32
	施策目標（1）自立に向けた継続的な支援の充実	
	施策目標（2）子どもへの支援体制の充実	
	基本目標5 人材の育成と適切な意見・要望・苦情への対応	37
	施策目標（1）人材の育成の推進	
	施策目標（2）適切な意見・要望・苦情への対応	
	基本目標6 関係機関との連携強化および施策の推進	40
	施策目標（1）関係機関との連携強化	
	施策目標（2）区の体制整備と施策の推進	
V	資料編	45

I 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 配偶者暴力とは

配偶者暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者暴力は「配偶者」間という親密な間柄において行われ、家庭という人目に触れにくい場所で起こり、潜在化しやすく、発見が困難です。

配偶者暴力による被害者（以下「被害者」といいます。）の多くは女性です。配偶者暴力は、決して許されない行為であり、個人としての尊厳を傷つけるだけではなく、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。暴力が子どもに及ぶことが多く、子どもに対する影響も深刻な状況となっています。

このような暴力を根絶するために、暴力防止に向けた取組を積極的に進めます。

また、本計画においては配偶者以外の交際相手への暴力についても対象に含めています。

(2) 区の取組

区では、この問題に対して、他の自治体に先駆けて、平成4年度から暴力被害にあった女性の保護と救済を図り、自立支援に努めています。

平成12年度には、被害者の自立支援や社会復帰および被害の潜在化防止のため、男女共同参画センターにおいて「女性および母子への暴力に対する専門相談」を開始しました。また、被害者を支援するためには、様々な支援機関が連携することが重要です。平成13年度から被害者の相談を担当する府内関係各課や警察等による練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議を設置し、関係機関の連携を図っています。

平成23年3月に策定した、第3次練馬区男女共同参画計画の「配偶者暴力等の防止、根絶のための取組と被害者支援」の中で、府内関係各課が連携し配偶者暴力防止のための意識啓発や被害者からの相談、支援に取り組んでいます。支援にあたっては、被害者の状況と意思に応じた支援の重要性を認識し、適切な支援に努めています。

(3) 計画策定の目的

平成20年1月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」といいます。）が改正施行されました。被害者保護の一層の充実等が図られるとともに、市区町村の基本計画策定および配偶者暴力相談支援センター機能整備が努力義務とされ、被害者の自立支援に対する関係機関の連携強化などが掲げられ、被害者の立場に立ったより実行性のある対策が求められることになりました。

こうした流れを受け、区は、平成21年3月「練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」を策定しました。

計画策定後、計画期間の3年が経過し、配偶者暴力に対する社会的な関心と理解は高まりましたが、今なお、被害者からの相談は増加傾向です。また、啓発や被害者支援などさらに充実すべき課題や「デートDV」など新たな課題への取組が必要となっています。

このため区では、新たに若年層への実態調査を行い、平成19年度の配偶者暴力防止法の改正や練馬区基本構想および練馬区長期計画、第3次練馬区男女共同参画計画などの趣旨を踏まえ、今回の策定を行いました。

計画では、暴力の未然防止をはじめとして、被害者の安全を確保し、本人の意思を尊重した保護から自立に至る包括的かつ継続的な支援のための総合的な施策を示しています。区は、今後これらの施策を東京都、他区市町村、関係機関、民間団体との連携のもと着実に展開し、暴力のない社会の実現を目指します。

2 計画の性格

- (1) この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づき、国の示す基本的な方針に即し、「東京都配偶者暴力対策基本計画」および「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的な考え方について」を勘案するとともに、第3次練馬区男女共同参画計画を踏まえ、区における配偶者暴力対策および被害者の支援の施策を体系的に示すものです。
- (2) 計画の策定にあたり、練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議(注)で検討を進めるとともに、練馬区男女共同参画推進懇談会の意見や区民意見反映制度による区民からのご意見を反映したものです。
- (3) 今後、この計画に基づいて区の関連部署が、区内の関係機関および東京都と連携・協力し、施策を推進していきます。
- (4) 区は、区民および民間団体の理解と協力を得ながらこの計画に基づく施策を実施していきます。

(注) 関係機関連絡会議は、練馬区の区民生活事業本部関係部署、健康福祉事業本部関係部署、教育委員会関係部署をはじめ、警察、練馬区医師会、練馬区内弁護士団体および一時保護施設などの民間団体で構成されています。

3 計画の期間

- (1) この計画の期間は、第3次練馬区男女共同参画計画の計画期間との整合を図り、平成24年度から平成27年度までの4年間とします。
- (2) この計画は、4年後に状況に応じて、見直しを行います。

4 推進体制

この基本計画を総合的に推進するために、区の関係機関および警察、民間の団体等の委員で構成された「関係機関連絡会議」において、計画の進捗状況を確認し、課題と施策の検討を行います。

II 配偶者暴力をめぐる現状

1 国における配偶者暴力の現状

(1) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移

全国の配偶者暴力に関する相談件数は年々増加しています。平成22年度の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、前年比6%増の77,334件(女性76,613件、男性721件)です。また、平成21年度の婦人相談所における一時保護件数6,625件のうち、夫等の暴力を理由とする件数は、4,681件(70.7%)となっています。

(2) 警察における相談件数等の推移

ア 警察における配偶者暴力に関する平成22年の対応件数は、前年比20.2%増の33,852件です。平成14年の年間統計以降、初めて3万件を超えて増加しています。

イ 警察庁は、平成11年(1999年)12月「女性・子どもを守る施策実施要綱」をまとめ、配偶者暴力行為やストーカー(つきまとい)行為について「刑事法令に抵触する事案については被害女性の意思を踏まえ、(加害者の)検挙その他の適切な措置を講じる」「刑事法令に抵触しない場合でも、必要な場合は相手方に指導警告する」などの積極的な取組を打ち出しています。

また、その後、ストーカー事案等男女間トラブルは、状況が急展開して重大事件に至ることが多いことから、相談等への対応は、的確かつ組織的に対応すべきとの通知を警察庁が行っています。

① 配偶者暴力事案の対応状況

(単位 件)

平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
18,236	20,992	25,210	28,158	33,852

資料：警視庁調べ

② 配偶者暴力防止法に基づく対応(平成22年中)

区分	件数
医療機関からの通報	60
警察本部長等の援助	9,748
裁判所からの書面提出要求(注1)	2,774
裁判所からの保護命令通知(注2)	2,428
配偶者暴力相談支援センターへの通知	872
保護命令違反の検挙件数	86

資料：警察白書 平成23年版

(注1) 警察が裁判所から申立人が相談した際の状況を記載した書面の提出を求められた件数

(注2) 警察が裁判所からの保護命令の通知を受けた件数

2 東京都における配偶者暴力の現状

東京都における相談件数は、区市町村の相談件数の増加により、平成22年度の相談件数は、23,462件となっています。

① 区市町村の状況

表1 都内区市町村の相談件数 (単位 件)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
14,433	16,061	19,155	21,699	23,462
(うち、練馬区の件数)				
1,128	1,122	936	1,023	1,097
グループ402	332	219	141	209

資料：東京都生活文化局、練馬区人権・男女共同参画課調べ

(注) 練馬区の件数は、区市町村相談件数の内数で区立施設（総合福祉事務所、男女共同参画センター、保健相談所、子ども家庭支援センター）の各窓口で扱った「配偶者からの暴力」相談件数の合計。下段のグループ件数は、男女共同参画センターにおいて実施している自助グループ相談の件数

② 東京都配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移

相談件数 (単位 件)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
8,812	8,606	8,704	10,330	9,442

一時保護件数 (単位 件)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
643	542	576	563	436

資料：東京都生活文化局調べ

③ 保護命令件数

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
128	120	148	136	115

資料：警視庁「配偶者からの暴力事案の概況」

警視総監宛に通知された保護命令の件数は、平成20年度をピークに減少に転じています。

3 練馬区における配偶者暴力の現状

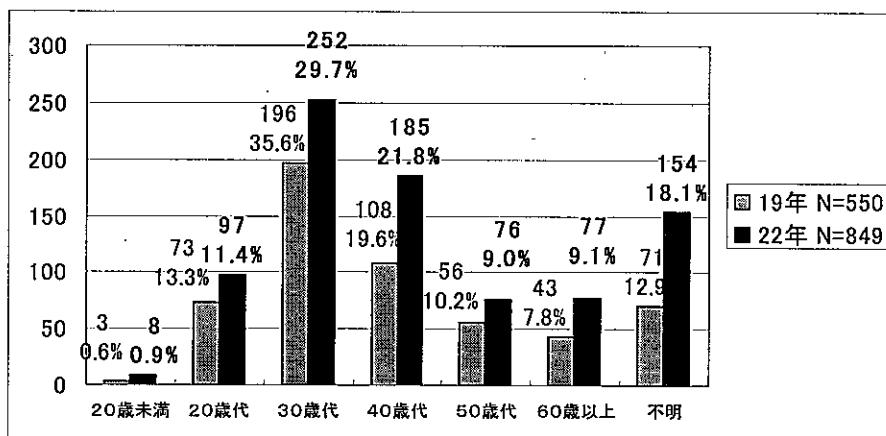
(1) 相談件数

練馬区における平成 22 年度の配偶者等からの暴力に関する相談者数は 849 人（延べ 1,670 件）となっています。現計画策定時の平成 19 年度の 550 人（延べ 1,386 件）から、299 人の増となっています。そのうち、恋人など親密な間柄にある交際相手からの暴力に関する相談は 76 人（4.6%）となっています。

（注）計画策定にあたって、区内関係機関の各窓口で扱った配偶者からの相談（電話相談を含む）の実態調査を実施しました。左記「表 1」練馬区の平成 22 年度の件数の他、警察 128 件、保護施設 9 件、その他 227 件を加えています。

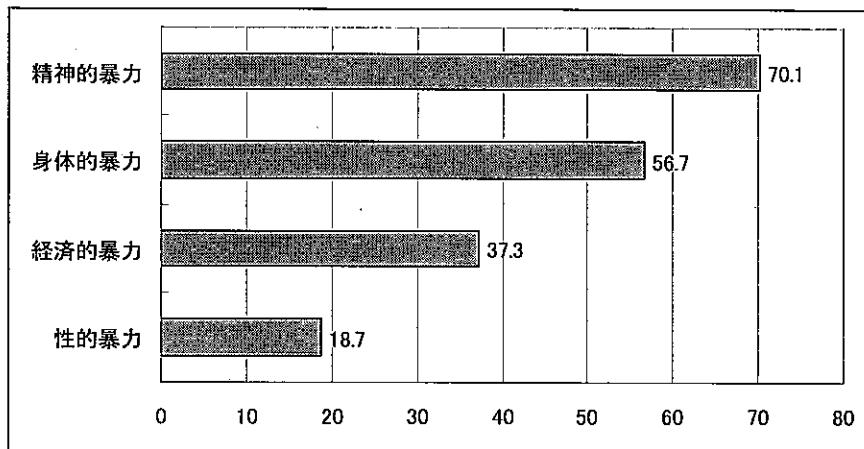
(2) 被害者の性別・年代

被害者の性別は、女性が、97.5%（1,628 件）を占め、男性が 2.5%（42 件）となっています。被害者の年代は、30 歳代（29.7%）が最も多く、40 歳代（21.8%）、20 歳代（11.4%）が続いています。



(3) 暴力の種類・形態

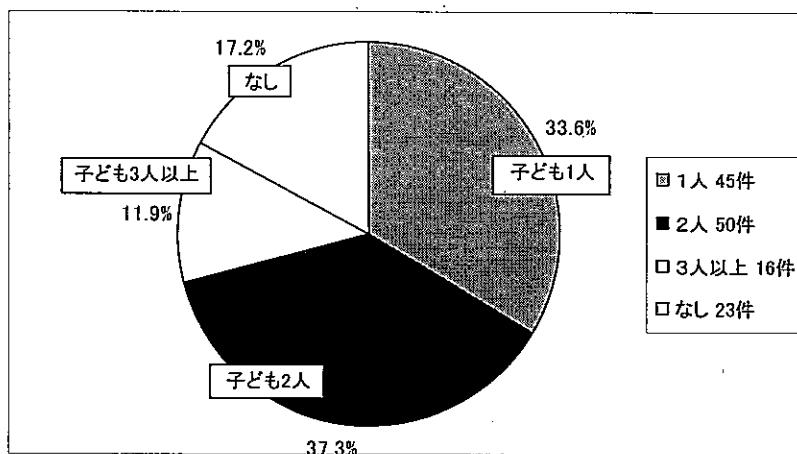
暴力の形態は、「精神的暴力（70.1%）」が最も多く、次いで、「身体的暴力（56.7%）」、「経済的暴力（37.3%）」、「性的暴力（18.7%）」となっています。（回答は複数回答）



（注）平成 23 年 7 月 20 日から 9 月 10 日までに、上記記載の関係機関のうち 13 施設が受け付けた被害者本人からの面接相談内容等を集計しました。相談者数は合計で、134 件でした。

(4) 子どもの有無

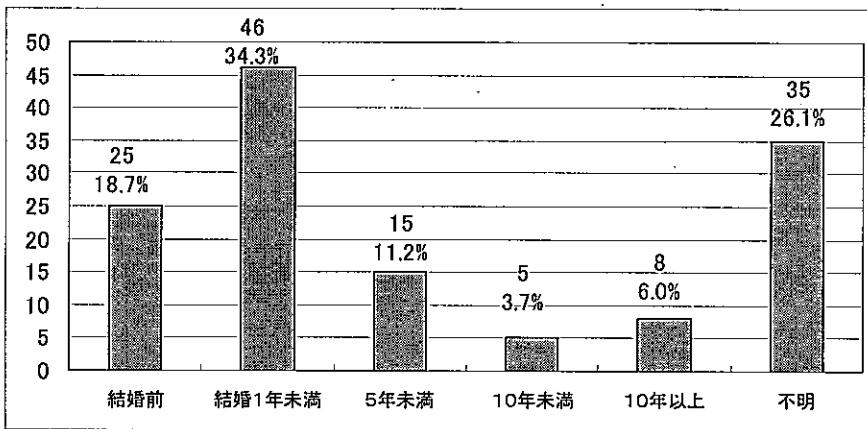
子どもがいる被害者は、111件（82.8%）となっています。



N=134

(5) 暴力の開始時期

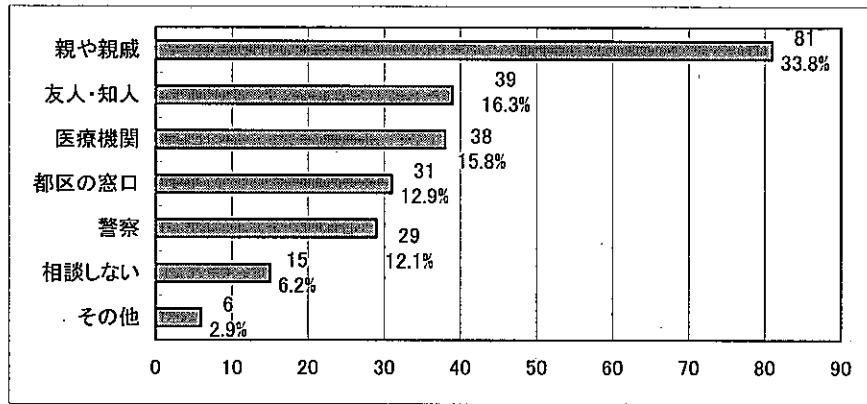
暴力の開始時期は、「結婚1年未満」が最も多く、46件（34.3%）となっています。次いで「結婚前」が、25件（18.7%）となっています。



N=134

(6) 主な相談先

相談先は、「親や親戚」が最も多く81件(33.8%)で、次いで「友人・知人」39件(16.3%)、「医療機関」38件(15.8%)となっています。誰かに相談している人が比較的多い一方で、誰にも相談しなかったケースも15件(6.2%)ありました。(回答は複数回答)



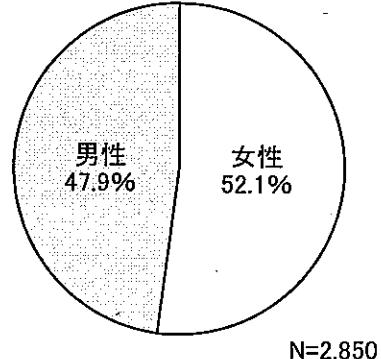
N=239

■デートDVに関する意識調査の結果

練馬区では、平成23年9月に、区内都立高校の生徒（1～3年生）および区内在住の18歳から25歳の男女区民を対象として、デートDVの意識や実態を把握するために、「デートDVに関する意識調査」を実施しました。高校生は2,644名、18歳から25歳の区民は206人の回答です。調査結果から主な項目を抜粋しています。

① 調査対象者のプロフィール

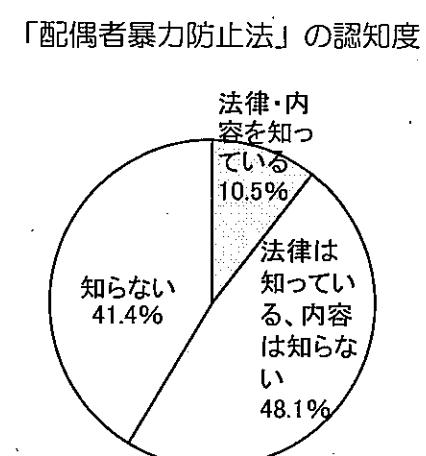
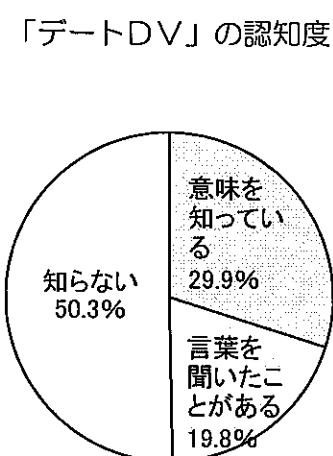
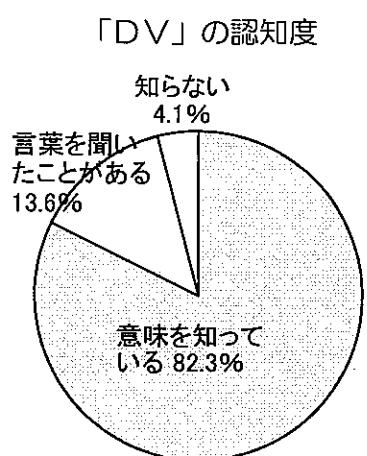
調査対象者の性別は、女性が52.1%（1,485人）、男性が47.9%（1,365人）となっています。



② 配偶者からの暴力（DV）、デートDVの認知度

「DV」の認知度は、「意味を知っている（82.3%）」、「言葉を聞いたことがある（13.6%）」、「知らない（4.1%）」となっています。「デートDV」の認知度は、「意味を知っている（29.9%）」、「言葉を聞いたことがある（19.8%）」、「知らない（50.3%）」となっています。

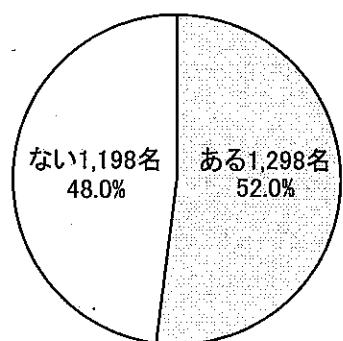
「配偶者暴力防止法」の認知度について、全体では、「法律とその内容を知っている（10.5%）」、「法律の存在は知っているが内容は知らない（48.1%）」、「法律・内容ともに知らない（41.4%）」となっています。



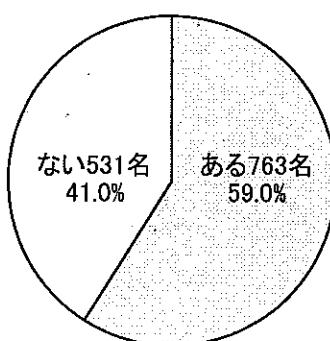
③ 特定の人との交際経験

特定の人との交際経験が「ある」は52.0%となっています。性別に見ると女性59.0%、男性44.5%で女性が男性を14.5ポイント上回っています。

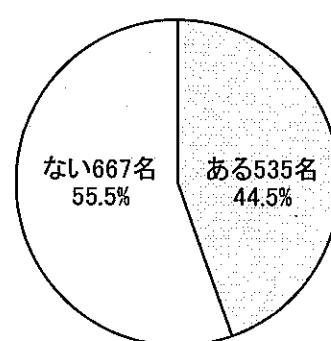
特定の人との交際経験(全体) 特定の人との交際経験(女性) 特定の人との交際経験(男性)



N=2,496



N=1,294

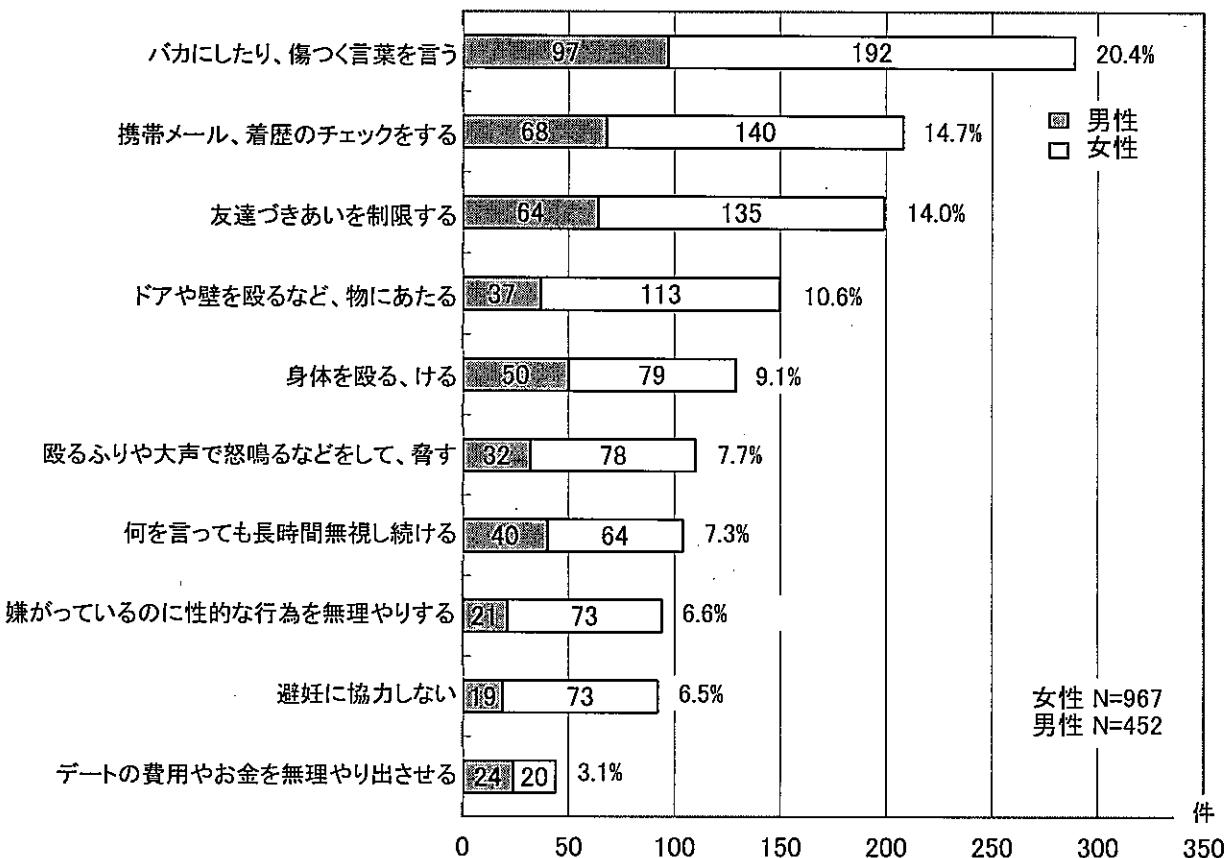


N=1,202

④ デートDVをされた経験

特定の人と交際経験がある人に、デートDVをされた経験を聞いたところ、「1、2度あった」「何度もあった」と回答した件数は、全体では1,419件（9.5%）、性別では女性が967件（11.1%）、男性が452件（7.3%）となっています。

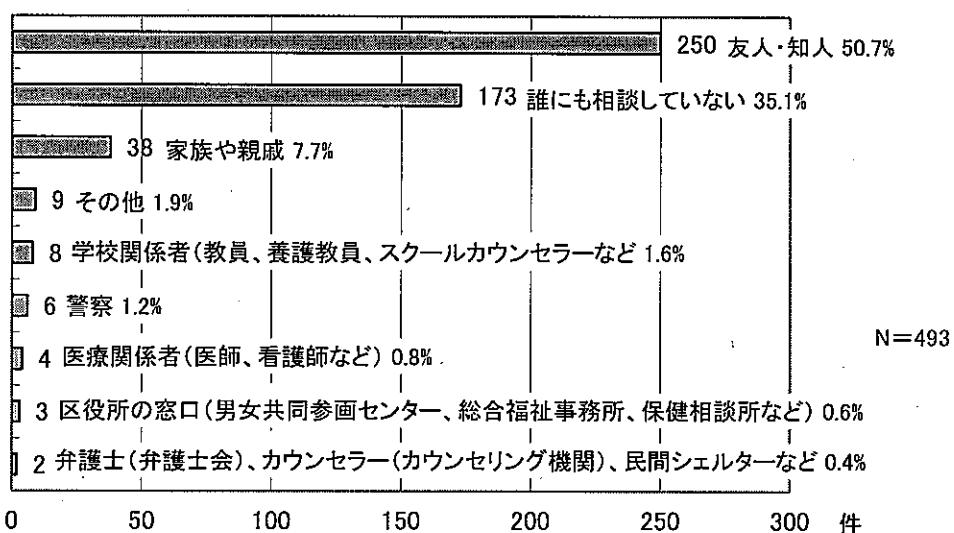
交際中にされた行為を聞いたところ、「何度もあった」と回答した割合が最も多いのは、女性、男性を合わせ「バカにしたり傷つく言葉を言う」が289件、次いで「携帯メール、着歴のチェックをする」が208件、「友達づきあいを制限する」が199件の順となっています。



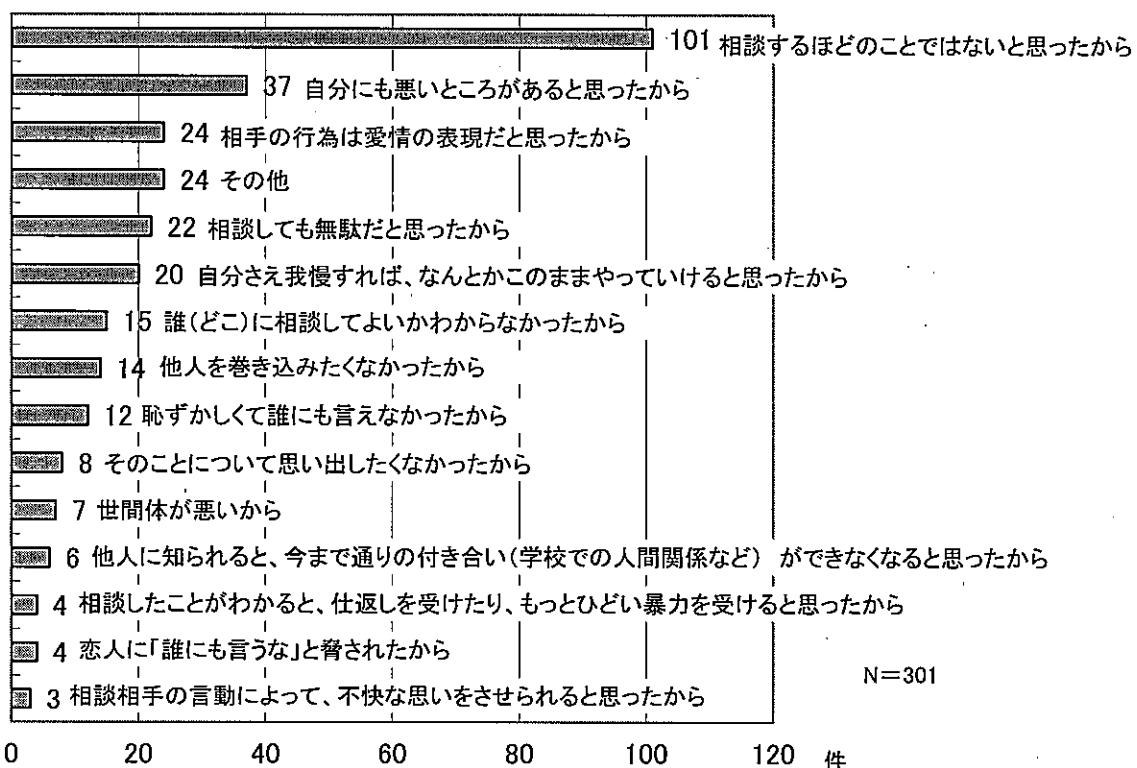
⑤ デートDVについての相談先等

デートDVを経験したことがある人に、相談先を聞いたところ、女性、男性を合わせ「友人・知人」が250件（50.7%）で最も多い、次いで「誰にも相談していない」が173件（35.1%）、「家族や親戚」が38件（7.7%）となっています。

また、誰にも相談していない理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」が101件で最も多い、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」が37件、「相手の行為は愛情の表現だと思ったから」が24件の順となっています。

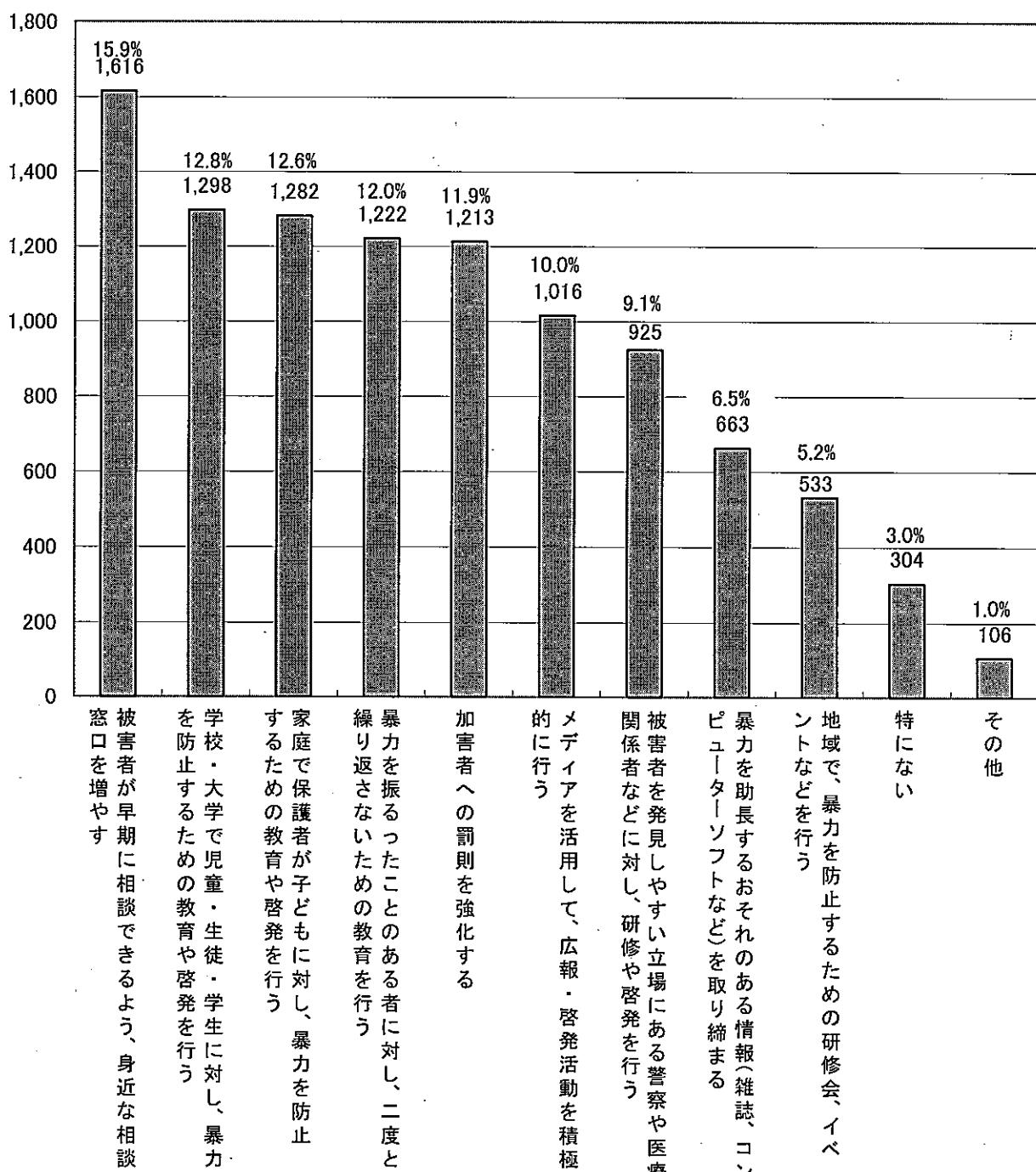


誰にも相談していない理由



⑥ デートDV防止に必要な取組

デートDV防止のための取組について聞いたところ、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が1,616件（15.9%）、次いで「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育や啓発を行う」が1,298件（12.8%）、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育や啓発を行う」が1,282件（12.6%）の順となっています。



4 各機関・団体の取組状況

区は、被害者とその家族が生活する地域における最も身近な行政主体であり、被害者の継続的な支援にとって重要な役割を担っています。総合福祉事務所など配偶者暴力に関わる区の所管課と警察などの関係機関が連携して相談や支援を行っています。

(1) 区における取組

区では、第3次練馬区男女共同参画計画の中で「配偶者暴力等の防止、根絶のための取組と被害者支援」を課題のひとつとしています。配偶者等暴力は、人権侵害であり、決して許されないものであるとの社会認識と理解を深めるために、意識啓発や被害者支援に取り組んでいます。

○ 被害者に対する相談・支援

総合福祉事務所、男女共同参画センター、子ども家庭支援センター、保健相談所などの福祉、保健・医療、就労などに関する部署がそれぞれ相談や支援に取り組んでいます。

また、東京都配偶者暴力相談支援センター、警察、民間団体などの関係機関と連携して相談や支援を行っています。

○ 子どもへの支援

被害者の多くは子どもと一緒に生活しており、保育課、子育て支援課、総合教育センターなどにおいて、保育、子育て相談、教育相談などの支援を行っています。また、庁内各部署においても、窓口対応や業務執行に際して、様々な配偶者暴力への相談や支援を行っています。

ア 総合福祉事務所

生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援する取組を実施しています。

母子自立支援・婦人相談員が配置され、配偶者暴力防止法に基づき、被害者の相談に応じ必要な指導を行うとともに、母子家庭およびこれに準ずる状態にある者の自立支援を図るため、生活相談に応じ、母子家庭自立支援教育訓練給付金や母子福祉資金貸付金、児童扶養手当に関する相談および支援などを行っています。また、就労支援専門員は就労に関する相談に応じています。家庭相談員は、家庭での人間関係の調整や諸々の悩み事に対する助言・指導を行っています。

イ 男女共同参画センター

年末年始を除く毎日、「女性の何でも相談」の窓口を開いており、相談内容に応じて関係機関の紹介や「女性および母子への暴力に対する専門相談」につなげています。専門相談は、予約制で面接相談を週2回実施し、グループ相談も実施しています。また、関係機関と協力して被害者支援を行っています。

ウ 子ども家庭支援センター

児童虐待への対応や子育て相談のなかで配偶者からの暴力が伴っていることを発見する場合も少なくなく、関係機関と連携し被害者の相談、支援を行っています。

エ 保健相談所

精神保健相談や保健師個別相談により、専門医の紹介、保護への支援を行っています。

オ 広聴広報課（練馬区区民相談所・石神井庁舎区民相談室）

法律相談では弁護士が被害者の法律相談について、身の上相談では家庭裁判所の調停

委員が被害者の一身上に関する問題について相談を行っています。

カ 住民サービス窓口

窓口関係各課は、被害者に関する情報の保護に努め、住民サービスの提供にあたって弾力的な対応を心がけています。

また、被害者が外国人、障害者、高齢者の場合などは、都や区のボランティアの外国人通訳を確保するなど被害者の立場に配慮し、相談や情報提供を行うなどの対応を行っています。

キ その他

平成13年度に練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議を設置し、関係機関の連携確保を図っています。

(2) 東京都における取組

東京都は、平成18年3月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、配偶者暴力防止のための取組を行っています。平成21年3月に改定を行い、平成24年1月には計画の改定にあたっての基本的考え方について作成しています。

東京都では、配偶者暴力相談支援センターを中心に被害者の相談や一時保護を行っています。この配偶者暴力相談支援センターとしての機能は、現在、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが担っています。

ア 東京ウィメンズプラザ

弁護士・精神科医師による専門相談を含め、被害者に対する総合的な相談を実施し、必要に応じて、各種情報提供、助言、関係機関の紹介等を行っています。また、被害者の自立を支援する講座を実施し、自助グループ等の活動を支援しています。また、職務関係者の研修や、関係機関・団体との連絡会議の開催等を行っています。

イ 東京都女性相談センター

一時保護業務のほかに相談業務、医学的・心理学的・職能的な判定を行う業務、婦人保護施設等への入退所の決定、婦人保護施設の運営管理および指導、各種研修等を行っています。

(3) 警察における取組

警察では、保護命令違反行為の取締りの他に、配偶者暴力等の被害者に対して、相談や支援を行っています。相談や援助の申出に応じて、制度等への助言や一時保護へつなぐなどの支援を行っています。

(4) 民間団体の取組

民間団体は、相談、緊急一時保護のための施設の運営、就労支援、自助グループ活動など様々な取組を行っています。

III 目標の設定と施策体系

配偶者暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、暴力のない社会の実現に向け社会全体で取り組む必要があります。被害者の支援にあたっては、早期発見と安全の確保、安心できる相談体制、本人の意思を尊重した継続的な自立に向けた支援が求められています。計画では、6つの基本目標と12の施策目標を定め、配偶者暴力防止対策を推進しています。

○ 計画の基本目標

1 暴力を未然防止するための啓発の推進

配偶者暴力は、人権侵害であり、決して許されない行為であるとの理解と認識を深めていく必要があります。このため、広報や啓発活動を推進することおよび学校での人権教育を推進していきます。

2 安心して相談できる体制づくり

配偶者暴力は、外部から発見することが困難な上、被害者も様々な理由により相談をためらうことがあるため、被害の拡大を防止するため、早期に対応する必要があります。このため、職務関係者等からの通報等により被害者を早期に発見するとともに、被害者が相談できる体制を整備していきます。

3 安全確保のための体制整備

被害者の安全の確保のためには、状況に応じて緊急的な対応を講じるとともに被害者が安全に生活できるよう体制を整備していく必要があります。区では、関係機関と連携をとり、被害者対応のための体制を整備していきます。また、被害者情報については、適正な管理および個人情報の保護を図ります。

4 自立のための支援体制の整備

被害者の自立に向け、住宅、就労等に関する様々な情報の提供と支援を行います。また、被害者の子どもへの支援体制を充実していきます。

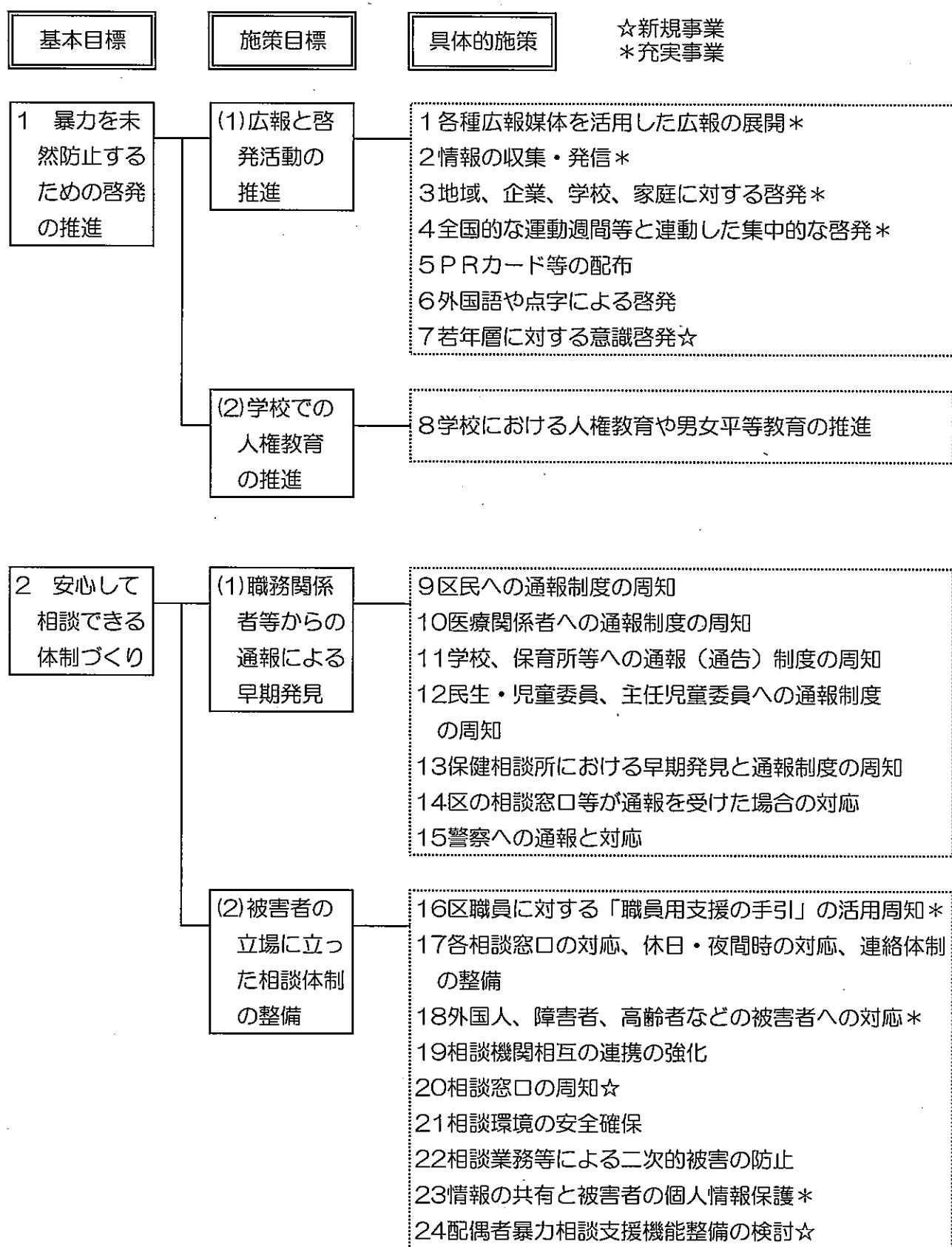
5 人材の育成と適切な意見・要望・苦情への対応

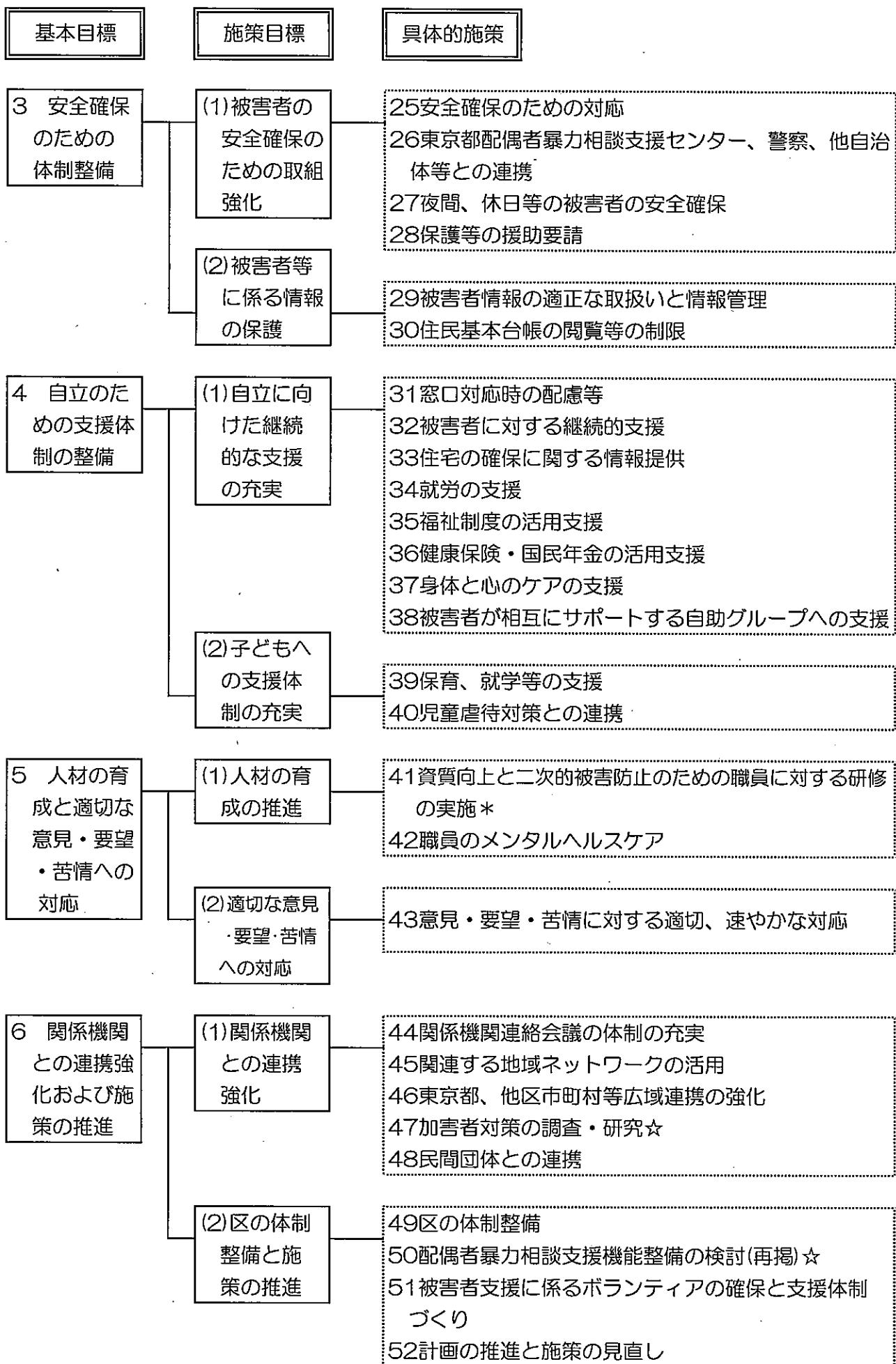
被害者と接する職務関係者に対し、研修等を実施することにより資質の向上と二次的被害の防止を図ります。また、意見・要望・苦情に対しては適切な対応を図ります。

6 関係機関との連携強化および施策の推進

被害者の保護および支援のためには、関係機関が相互に連携していく必要があります。このため、被害者支援につき施策を推進するとともに関係機関の連携を強化し、区の体制をより整備・充実していきます。

施策の体系





IV 具体的施策

基本目標 1 暴力を未然防止するための啓発の推進

【現状と課題】

配偶者暴力防止法の制定以降、配偶者暴力に対する認識は、社会的に広がりつつあります。しかしながら、平成21年の内閣府調査では、法の制定は知っていても、その内容を知っているのは全体の1割強であることや、法があることや内容も知らないという人も2割以上となっています。区が平成23年に行った若年層への実態調査でも、同様の傾向が見られます。

配偶者暴力は外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすくなります。一方で、被害を受けながら、暴力と気付かない被害者や「被害者が悪い」とする周囲の認識不足などから、相談することをためらう被害者も多くいます。暴力に対する被害者本人の正しい認識と理解が大切です。

また、最近は親密な関係にある相手からの暴力であるデートDVも問題になっています。このような配偶者暴力を防止するためには、重大な結果を招来する事態に至らないよう防止することおよび早期発見が重要です。未然防止および予防の視点から、配偶者暴力は人権侵害であり、決して許されないものであるとの区民の認識と理解を深めるため普及啓発に努める必要があります。

また、幼少時から命の大切さや他人を思いやる心を養う適切な人間関係形成に向けた取組を行う必要があり、学校、地域等において発達段階に応じて暴力の防止に向けた一層の啓発と教育を推進していく必要があります。

【これまでの主な取組】

- 区報、ホームページによる情報提供
- パンフレット、PRカードの作成配布
- 男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動週間などにおけるパネル展の実施

【今後の主な取組】

- 若年層に対するデートDV防止啓発（新規）
交際相手からの暴力（デートDV）を防止するため、区内の高校等と連携を図り出前講座やパネル展示などの啓発を行います。
- 区報、ホームページによる情報提供（充実）
男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間等の機会をとらえて、広く区民への啓発を行います。
- パンフレット・PRカードの作成・配布
パンフレットの内容やPRカードの内容を充実させ、広く配布できるよう取り組みます。

施策目標（1） 広報と啓発活動の推進

配偶者暴力は、人権侵害であるという区民の認識と理解を深めることができるように、様々な機会や手段を通じて広報と啓発活動を行います。また、高校・大学等と連携しながら、若年層に対するデートDV防止のため意識啓発に取り組みます。

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
1	各種広報媒体を活用した広報の展開 【人権・男女共同参画課】	区報、啓発紙、ホームページ等各種の広報媒体を活用し、配偶者暴力防止の理解を図るため、啓発を進めます。	・区報掲載 ・啓発紙発行 すてっぷ(年6回) MOVE(年2回)	[充実] ・区報・啓発紙による啓発 ・若い世代へのインターネットの活用による啓発
2	情報の収集・発信 【人権・男女共同参画課】	配偶者暴力に関する書籍、DVD等を積極的に収集し、男女共同参画センター図書・資料室に開架し、HPや広報紙で紹介します。	・パネル展での蔵書紹介 ・DV関連蔵書 122冊	[充実] ・ホームページ等への蔵書の掲載・周知
3	地域、企業、学校、家庭に対する啓発 【人権・男女共同参画課】	区報やポスター・パンフレットの作成・配布、講演会等の開催、企業・学校等への資料提供、町会・自治会等へのパンフレット等の回覧等による啓発活動を推進します。また、中・高・大学生に対する出前講座などにより、配偶者暴力の根絶、被害者支援のための啓発活動を行います。	・パープルリボンツリーの実施 ・民生・児童委員研修会への啓発DV貸出	[充実] ・デートDV出前講座の実施 ・デートDVパンフレットの作成・配布
4	全国的な運動週間等と連動した集中的な啓発 【人権・男女共同参画課 関係課】	「男女共同参画週間」(6月23日～6月29日)、「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～11月25日)、人権週間(12月4日～12月10日)等の期間に、区役所などにおいてパネル展を実施するなど、啓発を行います。また、機会をとらえて、中・高・大学等でのパネル展示にも取り組みます。	・週間行事中のパネル展実施 (延べ35日)	[充実] ・中・高大学でのパネル展示の実施 ・区立図書館における週間行事中のミニコーナーなど関連展示

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
5	PRカード等の配布 【人権・男女共同参画課】	配偶者暴力の相談窓口を記載したPRカードやパンフレット等を区立施設や区内医療機関等に配布し、医療関係者との連携強化により被害者が相談しやすい環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・PRカード作成・配付 区立施設、各医療機関、赤ちゃんスポット（65か所）への設置・配付 ・関係機関用対応の手引作成・配付 	[継続]
6	外国語や点字による啓発 【人権・男女共同参画課】	外国人や障害がある方に対し、多言語や点字の相談窓口を記載したPRカード、パンフレット等を作成し、配布します。また、被害者に身近な支援団体との連携等、通訳体制の充実について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府HP「配偶者からの暴力被害者支援情報」外国語版の印刷・情報提供 	[継続]
7	若年層に対する意識啓発 【人権・男女共同参画課】	若年層に対して、相談先周知カードを作成し、配布するとともに、出前講座の実施や学校でのパネル展示などにより、デートDVの未然防止に取り組みます。また、若年層がよく利用するインターネット等の媒体を活用した取組を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「デートDVに関する意識調査」の実施（H23.9月実施） 	<p>[新規]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層に対する周知カードの作成 ・デートDV出前講座の実施

施策目標（2） 学校での人権教育の推進

被害者も加害者も生み出さないために、学校と連携して人権教育や男女平等教育の充実に取り組みます。

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
8	学校における人権教育や男女平等教育の推進 【教育指導課】	配偶者暴力は、人権侵害であり、決して許されない行為であるとの理解と認識を深めるため、学校・地域等において、その発達段階に応じた暴力の防止の啓発と教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の全体計画・年間指導計画に基づいた、男女平等教育の推進 	[継続]

基本目標 2 安心して相談できる体制づくり

【現状と課題】

区における女性および母子への暴力に対する専門相談は、身近な地域における相談窓口の周知などにより、平成22年度は668件、1日あたり7件と年々増加傾向です。一方、内閣府の「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター、法務局などへの相談は、いずれも1%未満であり、誰にも相談しなかったという回答は約6割となっています。配偶者暴力は、家庭内で行われることが多く、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等、様々な理由から支援を求めることがあります。

現在、被害者の相談は、総合福祉事務所、男女共同参画センター、保健相談所などの相談、人権擁護委員による人権擁護相談、弁護士による法律相談を行っています。しかし、被害者の立場から見ると、どの窓口が相談先として最も適切なのか分かりにくかったり、窓口によって対応が異なるなど、支援を求めにくいといわれています。

このため、配偶者暴力の被害を潜在化させないよう、また、相談を適切な支援に結び付けられるよう、身近な地域で適切に相談が受けられる体制を強化することが重要となっています。

また、各相談窓口で被害者に接する職員への研修を充実させるなど、被害者からの相談に適切に対応できるように相談体制の強化に努める必要があります。

[これまでの主な取組]

- 医療機関など関係団体や区立施設へ「配偶者からの暴力被害者対応の手引」（以下「関係機関用対応の手引」という。）の作成配付
- 外国人へのボランティア通訳者の派遣
- 配偶者暴力関係機関連絡会議専門委員会による被害者対応の事例検討

[今後の主な取組]

- 配偶者暴力相談支援機能整備の検討（新規）（P46に説明を記載）

配偶者からの暴力の防止や被害者の保護は、住民に身近な行政主体である区市町村が果たす役割が極めて重要です。また、被害者が暴力から逃れ、本人の意思に沿った自立に至るためには、相談から一時保護、生活再建まで、身近な地域での様々な関係機関による支援が重要です。

配偶者暴力に係る施策を総合的かつ継続的に推進するため、区における配偶者暴力相談支援機能整備のあり方について、事業内容や職員体制、設置場所等の検討を進めます。機能整備にあたっては、検討機関を設け検討を進めます。

- DV電話相談の検討（新規）

被害者の身近な支援の窓口の核となるものとして、DV電話相談の設置を検討します。設置については、配偶者暴力相談支援機能のひとつとして検討を進めます。

- 外国人・障害者等への通訳者派遣の充実（充実）

外国人などの被害者支援のため、多言語による相談機能の充実を検討します。東京都ウィメンズプラザなど関係部署との連携・強化および被害者に身近な支援団体と連携・協力して対応できるよう検討を進めます。

施策目標（1） 職務関係者等からの通報による早期発見

配偶者暴力の早期発見のため、区民や医療関係者等に対し、広報媒体を活用して、制度や通報・相談窓口の周知を図ります。また、通報等に対し、迅速かつ適切な対応ができるよう連携体制の充実に取り組みます。

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
9	区民への通報制度の周知 【人権・男女共同参画課】	<p>配偶者暴力に関する理解を深めるとともに、通報先（東京都配偶者暴力相談支援センター、警察）の周知を図ります。</p> <p>（注）配偶者からの暴力を発見した者は、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するように努めなければならぬとされています。（配偶者暴力防止法第6条第1項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・わたしの便利帳、ホームページ、PRカード、区報等で通報先・相談窓口の周知 	[継続]
10	医療関係者への通報制度の周知 【人権・男女共同参画課 保健相談所】	<p>医療関係者に対し、配偶者暴力を発見した場合、通報する必要があることを周知し、協力を求めます。</p> <p>被害者が自らの意思に基づき相談などの行動を起こせるよう、配偶者暴力相談窓口等を記載したパンフレット・PRカードを作成し、医療機関での配付協力を依頼し医療関係者との連携強化を図ります。</p> <p>（注）この場合の通報は、守秘義務違反に該当しません（配偶者暴力防止法第6条第3項）。なお、通報にあたっては被害者の意思を尊重します。生命、身体に重大な危機が差し迫っていることが明らかな場合は、本人の同意がなくても積極的に通報する必要があります。</p> <p>医療関係者とは、医師、歯科医師、柔道整復士、保健師、看護師、医療ソーシャルワーカー等を言います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・PRカードおよび「関係機関用対応の手引」を、区内医療機関等へ配付（1,219か所） 	[継続]

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
11	学校、保育所等への通報(通告) 制度の周知 【人権・男女共同参画課 子育て支援課 保育課 教育指導課 等 関係課】	学校の教職員、児童福祉施設の職員に対し、子どもに関する情報等から配偶者暴力を発見した場合、通報する必要があることを周知し、協力を求めます。また、配偶者暴力のある家庭では、児童虐待を伴う場合が多いことから、その場合には子ども家庭支援センターへ通告することの必要性も周知します。	・PRカードおよび「関係機関用対応の手引」を、区内小中学校、保健相談所、区立保育園、学童クラブ、児童館等に配付	[継続]
12	民生・児童委員、主任児童委員への通報制度の周知 【人権・男女共同参画課 総合福祉事務所 福祉部経営課】	民生・児童委員、主任児童委員に、配偶者暴力相談窓口を記載したPRカード等の情報提供等を行い、被害者発見と通報に役立つように取り組みます。	・PRカードおよび「関係機関用対応の手引」を、民生・児童委員に配付	[継続]
13	保健相談所における早期発見と通報制度の周知 【人権・男女共同参画課 保健相談所】	保健相談所で行う妊産婦・新生児等訪問指導事業、乳幼児健康診査などを通して被害者の早期発見に努めます。配偶者暴力を発見した場合、通報する等の適正な対応を行います。 被害者が自らの意思に基づき相談などの行動を起こせるよう、配偶者暴力相談窓口等を記載したパンフレット・PRカードを作成して保健相談所などで周知します。	・PRカードおよび「関係機関用対応の手引」を、保健相談所に配付	[継続]

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
14	区の相談窓口等が通報を受けた場合の対応 【関係課】	<p>被害者の安全確保を第一として、通報者に対し必要な情報を提供するほか、必要に応じて東京都配偶者暴力相談支援センター、警察等の関係機関と連携を取りながら迅速かつ適切な対応に努めます。</p> <p>被害者に対する危険が急迫していると認められるときは、東京都配偶者暴力相談支援センターまたは警察に通報するとともに、総合福祉事務所に連絡し、被害者の緊急時などの対応を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都配偶者暴力相談支援センター・警察等との連携について事務担当者における再確認 ・区市町村相談員養成研修、職務関係者研修 ・東京都相談員対象基礎研修に、男女共同参画センター相談室職員を派遣（延べ2人） ・窓口職員対象に配偶者暴力被害者支援研修を実施（受講者43人） 	[継続]
15	警察への通報と対応 【関係課】	<p>警察官は、通報等により、配偶者暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講じるよう努めます。（配偶者暴力防止法第8条）</p> <p>警察は、被害者に対して必要な場合、被害を防止するための援助を行います。（同法第8条の2）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等暴力防止関係機関連絡会議（2回）、専門委員会（2回）を通じて、区内3警察署に警察官への研修実施を依頼 	[継続]

施策目標（2） 被害者の立場に立った相談体制の整備

相談先が分からず被害者が困ることがないよう、相談窓口に関する情報を広く周知するとともに被害者が一人で悩むことなく、身近な地域で安心して相談できるよう一人ひとりの状況に応じた相談機能の充実を図ります。また、二次的被害を防止するため、職員への研修の充実を図ります。

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
16	区職員に対する「職員用支援の手引」の活用周知 【人権・男女共同参画課】	区職員に対して、研修等を通じて「職員用支援の手引」の活用を周知するとともに、必要に応じて改訂し充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・「職員用支援の手引」を作成し、小中学校、保育園、総合福祉事務所、保健相談所等関係機関に配付 ・「職員用支援の手引」の説明会開催 	<p>[充実]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員用支援の手引改定
17	各相談窓口の対応、休日・夜間時の対応、連絡体制の整備 【人権・男女共同参画課 広聴広報課 関係課】	<p>【男女共同参画センター】</p> <p>年末年始を除く毎日、「女性の何でも相談」(平日：午前9時～午後7時。祝休日：午後5時まで)を実施します。</p> <p>相談内容に応じて、同センターの「女性および母子への暴力に対する専門相談」につなげ、また、状況に応じて、総合福祉事務所、東京都配偶者暴力相談支援センター等の関係機関を紹介します。</p> <p>「女性および母子への暴力に対する専門相談」について、平日の相談時間・相談日の拡充や休日・夜間等における相談、緊急時の連絡体制について検討します。また、暴力により身体的な被害を受けた場合も含め心理面でのサポートを行います。</p> <p>弁護士による法律相談を実施します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門相談の充実 週1回(月曜日)から週2回(月・金曜日)に回数・相談場所を拡充 ・休日・夜間等における相談、緊急時の連絡体制について検討 	[継続]

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
		<p>【土・日・休日区政案内】</p> <p>配偶者暴力の相談を受けた場合は、関係機関の紹介を行います。また、緊急時においては、東京都配偶者暴力相談支援センターや警察を紹介します。</p> <p>【区民相談所】</p> <p>弁護士による法律相談・人権擁護委員による人権擁護相談・身の上相談を実施します。</p> <p>【総合福祉事務所】</p> <p>母子自立支援・婦人相談員が、配偶者暴力防止法に基づき、被害者の相談・援助を行います。</p> <p>家庭相談員は、家庭内外における人間関係をめぐる問題等について専門的に相談、助言、指導を行います。就労支援専門員が就労について相談に応じます。</p> <p>【保健相談所】</p> <p>保健師が隨時、個別の相談に応じます。被害者自身および、子ども等の相談に応じます。相談を受ける中で問題を整理し、被害者が置かれている状況に応じて、精神科医による精神保健相談や、専門相談機関の紹介を行います。</p> <p>【警察署】</p> <p>被害者から相談を受けた場合は、東京都配偶者暴力相談支援センター等の関係機関、警察署長等の援助の制度、保護命令制度などの必要な情報提供を行います。</p> <p>被害者から相談を受けた場合は、緊急時には110番に通報し、救助を</p>		

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
		<p>求めることを案内します。また、被害者が相談しやすい対応に努めます。</p> <p>【弁護士会・法テラス】 被害者に離婚等の法的手続きに関する情報提供・法律相談を行います。 (注) 法テラス(日本司法支援センター)</p> <p>【休日・夜間の対応】 休日・夜間の緊急時の相談については、東京都配偶者暴力相談支援センターや警察での対応について周知します。</p>		
18	外国人、障害者、高齢者などの被害者への対応 【人権・男女共同参画課 関係課】	<p>相談や情報提供にあたっては、外国人、障害者、高齢者など被害者の立場に配慮するとともに、状況に応じ相談窓口に外国語通訳、手話通訳を確保するように努めます。また、被害者に身近な支援団体と連携・協力して対応します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じてボランティア通訳者を確保 内閣府HP外国語版の印刷・情報提供 	<p>[充実]</p> <ul style="list-style-type: none"> 都制度など専門家の外国語通訳活用の検討
19	相談機関相互の連携の強化 【人権・男女共同参画課 関係課】	<p>個人情報の保護に配慮しながら各相談機関が相互に連携して相談に必要な情報を共有化できるようにします。</p> <p>配偶者等暴力防止関係機関連絡会議の専門委員会において、被害者に関する適切な対応方法について検討するとともに、関係機関との連絡・連携に努めます。</p> <p>相談機関は、児童虐待に対応する子ども家庭支援センター、高齢者虐待対応の地域包括支援センターと連携を図りながら、被害者に関する情報収集に努め、被害者の相談に応じます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者等暴力防止関係機関連絡会議検討部会(年2回)を通じて、子ども家庭支援センター、地域包括支援センターと連携を強化 配偶者暴力関係機関連絡会議専門委員会における被害者対応の事例検討 	[継続]

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
20	相談窓口の周知 【人権・男女共同参画課 関係課】	相談先が分からず被害者が困ることがないよう、相談窓口および配偶者暴力に関する情報を広く周知します。 区報、パンフレット、啓発紙、ホームページ、PRカード等により相談窓口を周知します。また、若年層がよく利用するインターネット等の媒体を活用した取組を検討します。被害者が手に取りやすい場所に、相談窓口を記載したパンフレットやPRカード配布の検討を行います。	・区報、わたしの便利帳、ホームページ、PRカード等で通報先・相談窓口について周知	[新規] ・配偶者暴力相談支援機能の一つとしてDV電話相談の検討
21	相談環境の安全確保 【人権・男女共同参画課 関係課】	配偶者暴力の相談等においては、加害者から相談者に関する情報提供の強要や脅迫等を受ける場合があります。 被害者が安心して相談が受けられ、また、相談者の安全が確保されるよう、相談機関における警備体制、施錠・非常ベルなど相談場所の環境整備を行うとともに警察との協力体制を強化します。	・配偶者等暴力防止関係機関連絡会議(2回)、専門委員会(2回)を通じて、区内3警察署と連携強化 ・男女共同参画センター相談室への非常ベルの整備	[継続]
22	相談業務等による二次的被害の防止 【人権・男女共同参画課 関係課】	被害者は、精神的に不安定な状況にあること多く、職務関係者や窓口対応にあたる職員の対応によってはさらに被害者の心を傷つけてしまうことがあります。このような二次的被害を防止するため、被害者と応接する職員に対して研修を行い、スキルの向上を図ります。また、被害者が様々な手続きを1か所で行えるよう、被害者の負担軽減に向けた取組に努めます。	・区市町村相談員養成研修、職務関係者研修 ・東京都相談員対象基礎研修に、男女共同参画センター相談室職員を派遣(延べ2人) ・窓口職員対象に配偶者暴力被害者支援研修を実施(受講者43人)	[継続]

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
23	情報の共有と被害者の個人情報保護 【人権・男女共同参画課 関係課】	被害者に対し実効性のある支援を行うために、個人情報保護に留意するとともに、本人同意を得て関係機関における情報の共有に努めます。	・個人情報保護の徹底について配偶者暴力被害者支援研修等で周知	[充実] ・被害者の負担軽減および支援のスピード化、二次的被害防止を目的とした「関係機関等共通相談カード」の活用
24	配偶者暴力相談支援機能整備の検討 【人権・男女共同参画課 関係課】	配偶者暴力に係る施策を総合的かつ継続的に推進するため、区における配偶者暴力相談支援機能整備のあり方について、事業内容や職員体制、設置場所等の検討を進めます。機能整備にあたっては、検討機関を設け検討を進めます。	・配偶者暴力相談支援機能のあり方の検討について、他区の状況を調査	[新規] ・配偶者暴力相談支援機能整備の検討

基本目標 3 安全確保のための体制整備

【現状と課題】

配偶者暴力は、ときに生命に危険が及ぶ場合もあることから被害者を緊急に避難させ、安全な場所で保護し、適切な支援を行う必要があります。

区の女性および母子緊急一時保護においては、被害者の約4割の方が子どもを同伴しており、その約5割は就学前の子どもです。配偶者に対する暴力は、子どもの目の前で行われる場合、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待にあたるとされ、被害者を配偶者暴力から避難させることは、その子どもの安全を確保することにつながります。また、このほか、障害者、高齢者、妊産婦など、特別な配慮を必要とする場合もあり、被害者の状況に応じ、同伴児童を含めた心理的ケアなどの充実も必要です。

緊急時における被害者の安全確保は、東京都配偶者暴力相談支援センター等により一時保護が行われるまでの間、身近な行政主体である区において対応が求められ、警察などとの連携の強化に加えて、学校や保育所等、各関係機関との連携も強化し、安全確保のための体制整備に努めることが求められています。

また、区の各窓口で保有する被害者情報に関しては、避難した被害者を追及する加害者に住居情報等が伝わってしまうことがないよう被害者情報の適切な取扱いと個人情報の保護に努める必要があります。

[これまでの主な取組]

- 緊急一時保護の充実
- 保護命令制度のリーフレット配布による情報提供・周知
- 関係機関との連携強化

[今後の主な取組]

- 緊急一時保護の充実

被害者の緊急一時保護のために、都の緊急一時保護施設や民間の保護施設と連携しながら被害者の安全を確保します

- 関係機関との連携強化

東京都配偶者暴力相談支援センターや警察、学校などと連携し、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

- 被害者情報保護の徹底

加害者に誤って住居情報等が伝わってしまうことがないよう、被害者情報の適切な取扱いおよび被害者情報の保護を徹底します。

施策目標（1） 被害者の安全確保のための取組強化

被害者の安全を確保するため、緊急一時保護を含め、被害者一人ひとりの状況に応じた支援の充実に努めるとともに、関係機関との関係をより強化するよう取組を進めます。

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
25	安全確保のための対応 【人権・男女共同参画課 総合福祉事務所】	被害者の安全を確保するため、東京都配偶者暴力相談支援センター等で一時保護が行われるまでの間、区は緊急時に対応できる施設の確保に努めます。 被害者・親族や支援者等の安全確保のため、被害者情報の管理を徹底します。状況に応じ、警察等の相談窓口を紹介するなど必要な対応を行います。	・緊急一時保護施設の確保 (3施設4部屋)	[継続]
26	東京都配偶者暴力相談支援センター、警察、他自治体等との連携 【人権・男女共同参画課 総合福祉事務所】	区は東京都配偶者暴力相談支援センター、警察、他自治体等と連携し、被害者の安全確保を図ります。	・配偶者等暴力防止関係機関連絡会議(2回)、専門委員会(2回)を通じて、関係機関と連携	[継続]
27	夜間、休日等の被害者の安全確保 【人権・男女共同参画課 総合福祉事務所】	夜間、休日における被害者の安全の確保については、警察の相談窓口や東京都配偶者暴力相談支援センターで対応を行っています。相談窓口の情報提供に努めるとともに、それらの機関との関係をより強化します。 被害者の安全の確保のため、区の夜間、休日における緊急時の対応体制については、今後検討します。	・配偶者等暴力防止関係機関連絡会議(2回)、専門委員会(2回)を通じて、区内3警察署に夜間、休日等の被害者の安全確保について依頼	[継続]

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
28	保護等の援助要請 【人権・男女共同参画課 総合福祉事務所】	<p>男女共同参画センターの「女性および母子への暴力に対する専門相談」や総合福祉事務所の「母子・女性相談」などにおいて、被害者に対して保護命令制度について情報提供を行います。</p> <p>(注) 被害者は、警察署長に対し、被害を防止するための援助を申し出ることができます。申し出が相当である場合は、被害者周辺の安全確保に必要な援助を受けることができます。(配偶者暴力防止法第8条の2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画センター相談室および総合福祉事務所にリーフレットを配布し、保護命令制度の情報提供 	[継続]

施策目標（2） 被害者等に係る情報の保護

被害者の安全と安心の確保のため、加害者の追及が及ばないように区が保有する被害者情報について、個人情報の保護の徹底及びその適正な管理運用に努めます。

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
29	被害者情報の適正な取扱いと情報管理 【関係課】	<p>区が保有する被害者情報について、被害者の了解のもとに必要な範囲で支援に活用するとともに、個人情報の保護に努めます。</p> <p>学校・保育所等の被害者情報を保有する部署では、加害者の追及が及ばないよう被害者情報の適正な管理・運用に努めます。また、国民健康保険、国民年金、介護保険、住民税、児童手当や選挙管理委員会など住民基本台帳情報に基づき事務の処理を行う部署において、個人情報の管理を徹底します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者等暴力防止関係機関連絡会議検討部会において、関係各課へ被害者情報の適切な取扱いについて依頼 「職員用支援の手引」による周知および関係各課職員への説明会の開催 	[継続]
30	住民基本台帳の閲覧等の制限 【戸籍住民課】	<p>被害者から閲覧等の制限の申出があり、その必要性が認められる場合は、閲覧等の制限を行います。加害者からの閲覧や交付の申請があっても、住民基本台帳法の規定に基づきこれを拒否します。</p> <p>外国人登録原票記載事項証明書の請求等に際しては、身分を証明する書類の提示を求めるなど、適法な請求者であることの確認を行います。</p> <p>(注)外国人住民の利便の増進などを目的とした住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月に施行予定です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳事務における支援申出数(215件) (22年度末現在) 	[継続]

基本目標 4 自立のための支援体制の整備

【現状と課題】

被害者の多くは、身体的・精神的に多様な暴力を受けており、暴力の気づき・発見から、問題解決および精神的ダメージからの回復に至るまで長い年月を要しています。被害者が収入を配偶者に依存していた場合は、経済的な不安もあり、子どもの安全や保育、就学などに関する不安を抱いています。被害者がその生活を再建し、自立できるよう、被害者を相談から自立まで総合的に支援することが必要です。なお、その際、被害者が就労や住居の確保、子どもの就学など、自立支援の手続きのため複数の窓口に出向いて繰り返し自己の状況を説明することは心理的に大きな負担であり、加害者に遭遇する危険性もあります。被害者の負担軽減の取組が必要です。

また、被害者は、精神的なダメージを受けていることが多く、うつやPTSD（注）等の症状が見られることも稀ではありません。被害者が暴力から逃れた後の心のケアも含め、関係機関等の一層の連携が求められています。

このため、被害者の支援にあたっては、被害の早期発見から被害者や子どもの心のケアなども含め、被害者の状況に応じ、切れ目のない自立に向けた総合的かつ継続的な支援を行う必要があります。

（注）PTSD：心的外傷後ストレス障害、通称PTSD（Post-traumatic stress disorder）とは、心に加えられた衝撃的な傷が元となり、後になって様々なストレス障害を引き起こす疾患のことです。

【これまでの主な取組】

- 住宅や就労など自立支援に向けた情報提供（パンフレット等の配布、「関係機関用支援の手引」作成）
- 自助グループの情報提供・紹介
- 学校などの転入学手続きにおける配慮

【今後の主な取組】

- 自立にむけた支援体制の適切な情報提供

被害者が地域に溶け込み、新たな生活を始められるよう住宅の確保、経済的支援、心身の回復、就学支援などの様々な支援について、きめ細かく継続的に情報提供に取り組みます。

- 被害者の身体と心のケアの支援

被害者の心身の回復のため、相談やカウンセリングができる機関などについて情報提供を行います。また、自助グループの情報提供に努めます。

- 子どもの心のケアの対応の支援

被害者が同伴する子どもに対して、児童相談所や子ども家庭支援センター、学校など関係施設との連携協力により、子供の心のケアの取組を進めます。

施策目標（1）

自立に向けた継続的な支援の充実

被害者が早期自立できるよう住宅確保や就労、各種手続きなどに必要な情報提供と支援を行います。また、被害者の負担軽減のため、各種手続きの効率化について検討を進めます。

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
31	窓口対応時の配慮等 【人権・男女共同参画課 関係課】	<p>被害者は、身体ばかりでなく精神的にも大きなダメージを受けていることがあります。各種の手続きに際して、心理的に被害者の大きな負担となることがないように必要な書類の共有化など手続きの効率化について検討を行います。</p> <p>被害者が各種の手続きを行う場合、被害状況等を聞き取る場合には、受付窓口を一般と別にするなど配慮に努めます。</p> <p>住民登録地と実際の住所が異なる場合は、各種行政サービスの提供にあたり弾力的に対応するよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「関係機関用対応の手引」を関係機関に配付し、窓口対応時の配慮等について喚起 	<p>[充実]</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者の負担軽減および支援のスピード化、二次的被害防止を目的とした「関係機関等共通相談カード」の活用
32	被害者に対する継続的支援 【総合福祉事務所 関係課】	総合福祉事務所は、関係機関と連携し、被害者に対する継続的な生活支援を行います。また、被害者の身体と心のケアについて、面接や訪問および必要に応じて医療機関を紹介するなどして継続的な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急一時保護施設、総合福祉事務所等関係機関と連携し、被害者の生活など継続的支援を実施 	[継続]
33	住宅の確保に関する情報提供 【総合福祉事務所 住宅課】	被害者の自立を支援するためには、居住の確保を図ることが重要です。母子生活支援施設の周知や、都営住宅、区営住宅等について、区のホームページに掲載し周知を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 都営住宅当選倍率優遇制度について「住宅施策ガイドブック」等に明記・周知 総合福祉事務所や区立施設等で「住宅施策ガイドブック」の配布 	[継続]

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
34	就労の支援 【人権・男女共同参画課 総合福祉事務所】	<p>被害者の将来にわたる生活の安定のためには、就労の機会を得ることが必要です。</p> <p>総合福祉事務所の就労支援専門員による相談や男女共同参画センターの「女性および母子への暴力に対する専門相談」においてハローワークやマザーズサロン、職業能力開発センターなど、就業相談、職業訓練、職業紹介に関する情報提供を行います。</p> <p>男女共同参画センターでの「女性および母子への暴力に対する専門相談」において、継続的に自立のための情報提供・助言を行っていきます。また、自立支援に資するためパソコン講座等を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労を要する個々の状況に応じて必要な情報の提供 ・就労支援専門員4名を総合福祉事務所に配置 ・再就職支援パソコン講座の実施（年3回延べ100人） 	[継続]
35	福祉制度の活用支援 【関係課】	被害者に対し、その状況に応じ緊急一時保護施設、生活保護、児童扶養手当、児童手当、母子寡婦福祉資金貸付金、乳幼児医療費助成、高齢者福祉サービス、介護保険サービスなどを活用して支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急一時保護施設への入所 ・生活保護の利用 	[継続]
36	健康保険・国民年金の活用支援 【国保年金課】	<p>国民健康保険においては、区内住民登録がなされていない場合でも被害者の申立てにより、住所地や他の公的医療保険に加入していないことの確認などにより、配偶者とは別の世帯として加入できる取扱いを行います。</p> <p>また、被害者が第2号、第3号被保険者から第1号被保険者になる場合の手続きや保険料の免除制度、年金記録に記載されている住所等の秘密保持に配慮した取扱いなどの情報提供を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険への申立件数 (25世帯) (22年度末現在) 	[継続]

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
37	身体と心のケア の支援 【人権・男女共 同参画課 保健 相談所 福祉部 経営課】	被害者の心のケアのため、男女共同参画センター「女性および母子への暴力に対する専門相談」や「心の相談」で精神面でのカウンセリングを実施します。また、保健相談所でも、精神科医による「精神保健相談」や保健師の個別相談を実施します。相談後は状況に応じて医療機関や東京都等の専門相談機関を紹介します。配偶者暴力の被害者は、身体的にも精神的にも傷ついている場合が多く見られます。このため、身体と心のケアを充実させていくためにも医師会との協力体制を確保するよう努めます。	・PRカードおよび「関係機関用対応の手引」を、区内医療機関等に配付	[継続]
38	被害者が相互に サポートする自 助グループへの 支援 【人権・男女共 同参画課 総合 福祉事務所】	男女共同参画センター等で、被害者の自立に向けた自助グループやサポートグループの活動についての情報提供を行います。 自助グループなどの活動に際し、男女共同参画センターを会場とするなど、閉じこもりがちになる被害者の居場所づくりの支援を行います。	・男女共同参画センターグループ相談における自助グループ形成に向けた支援（年12回）	[継続]

施策目標（2） 子どもへの支援体制の充実

被害者の実情にあわせて、同伴する子どもについて学校、幼稚園の入学・転校等にあたっての配慮や就学援助を行います。また、保育所などの入所や国民健康保険、児童手当制度などについても適切な対応を行います。

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
39	保育、就学等の支援 【関係課】	<p>被害者および子どもの安全確保のため、加害者の追及が及ばないように、区立小・中学校、保育所、区立幼稚園、学童クラブ等への入学、転校、在籍状況等の適正な情報管理を行います。</p> <p>子育ての相談は、保健相談所、子ども家庭支援センターなどで対応します。また、必要に応じて、専門機関等を紹介します。</p> <p>教育相談は、練馬、光が丘、関の3か所の教育相談室で、教育・心理・医療分野の専門相談員が、不登校・いじめ・発達など様々な相談に応することにより支援します。総合教育センター内の適応指導教室では、不登校の子どもの学校復帰の支援を行います。</p> <p>経済的理由により、義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対し、学校給食費や学用品等の費用の一部について就学援助を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校、幼稚園の転校等にあたっての配慮 ・保育園入園や国民健康保険、児童手当制度などの適切な対応 	[継続]
40	児童虐待対策との連携 【関係課】	子ども家庭支援センター、児童相談所等が連携して、虐待等の支援を必要とする子どもや家庭の早期発見、速やかな対応、予防および防止を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等暴力防止関係機関連絡会議（年2回）、ケース検討会議による情報共有、事例研究の実施 	[継続]

基本目標 5 人材の育成と適切な意見・要望・苦情への対応

【現状と課題】

被害者の保護等に職務上関係する職員は、職務を行うにあたり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を理解し、人権の尊重と安全の確保を図る必要があるとともに職務上知り得た情報については、細心の注意を払って取扱う必要があります。

また、被害者が緊急に避難した場合は、衣・食・住等経済的にも困難な状況にあります。子どもがいる場合は保育や教育等の問題にすぐにでも対応する必要があります。このように、配偶者暴力には複合的な問題が含まれているため、多くの場合一つの機関だけで支援を完結することは困難です。

さらに、被害者は、長期間、暴力を受けることにより、精神的にも深い傷を受け、心のバランスを保つことができずに悩んでいる場合もあります。それらのことを正しく理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要です。

様々な心のケアを必要とする被害者が、配偶者暴力に対する理解が不足している職員等の不適切な対応によって、さらに被害を受けることもあります。二次的被害を防止し、本人の意思を尊重した支援を行うため、窓口対応にあたる職員、職務関係者の研修を充実し、資質の向上に努めるとともに、被害者からの意見・要望・苦情を真摯に受けとめ、迅速かつ適切に対応する仕組みづくりを進める必要があります。

併せて、被害者の支援に直接携わる職員が、相談を聞き続けることで相談員自身が傷つき、相談を受けることに疲れ、燃え尽き状態に陥らないように、心理的負担の軽減対策の充実も必要です。

[これまでの主な取組]

- 新任職員や窓口等で相談に従事する職員などを対象とした研修の実施
- 職員等のメンタルヘルス対策

[今後の主な取組]

- 人材の育成および二次的被害の防止（充実）

被害者が安心して相談や支援を受けることができるよう、職員研修の研修内容の充実や研修対象者の拡大などにより、被害者支援に係る人材の育成に努めます。

- 職員等のメンタルヘルス対策

職員等が、代理受傷や問題解決の困難性から意欲を失う燃え尽き状態に陥らないように職員等のメンタルヘルスケアに努めます。

施策目標（1） 人材の育成の推進

窓口など被害者と接する機会のある職員に対し、配偶者暴力に関する正しい理解や実践的な知識、法制度などの研修を行い、スキルの維持向上および二次的被害の防止に努めます。また、相談員等職員のメンタルヘルスケア対策に取り組みます。

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
41	資質向上と二次的被害防止のための職員に対する研修の実施 【人権・男女共同参画課 総合福祉事務所】	<p>配偶者暴力の特性、被害者の人権や置かれた立場についての認識を共有し、行政の窓口における二次的被害を防止するため、被害者と接する機会のある職員に対し、実践的な知識、留意点や関連する法制度、被害者等に係る情報の保護についての研修を行います。</p> <p>新任研修等の職層研修時に、配偶者暴力防止に関する内容を含めた研修を行います。また、OJTなどによりノウハウの維持向上に努めます。</p> <p>民生・児童委員等の職務関係者に対し、配偶者暴力防止に関する研修会等を行います。</p> <p>東京都など関係機関が実施する研修に対し、区関係職員等が積極的に参加します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口職員対象に配偶者暴力被害者支援研修を実施（受講者43人） ・民生・児童委員研修会への啓発DVDの貸出 	<p>[充実]</p> <p>窓口等の職務関係者に加え、住民票や国民健康保険などの担当職員など広く窓口で対応にあたる職員へ対象を拡大</p>
42	職員のメンタルヘルスケア 【人権・男女共同参画課 総合福祉事務所】	相談を担当する職員などが、被害者と同様な心理状態になる「代理受傷」や、問題解決の困難性から意欲を失う、いわゆる「燃え尽き状態」等を防止するため、グループワークなど情報交換や意見交流も可能な研修を行い、メンタルヘルスケアに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都相談員対象基礎研修に、男女共同参画センター相談室職員を派遣（延べ2人） ・区の産業保健師や精神相談医を利用した職員メンタルヘルス相談 	[継続]

施策目標（2） 適切な意見・要望・苦情への対応

相談や支援について、意見・要望・苦情の申し出を受けた場合、誠実に受け止め適切かつ速やかに対応するよう努めます。

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
43	意見・要望・苦情に対する適切、速やかな対応 【関係課】	<p>区では、区政への意見・要望・苦情の申し出を区民の声窓口で受付ています。</p> <p>相談や支援に係る意見・要望・苦情の申し出を受けた場合には、区所管課は誠実に受け止め、ルールに沿って適切かつ迅速に処理するように努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none">・意見・要望・苦情に対する適切・速やかな対応のため広聴連絡票の活用	[継続]

基本目標 6 関係機関との連携強化および施策の推進

【現状と課題】

区の窓口は、地域におけるもっとも身近な相談窓口であり、被害者の自立のために必要な多くのサービスを提供しています。被害者とその家族は、生活する地域社会の中で切れ目のない継続的な支援を受けられることを求めており、区の役割は大きなものがあります。

被害者や子どもへの支援には、総合福祉事務所、男女共同参画センター、保健相談所、子ども家庭支援センター、東京都配偶者暴力相談支援センター、警察等の公的機関や民間団体が相互にかかわっています。これらの関係機関等が共通認識をもち緊密な連携による支援が行われていく必要があります。

相談から自立した生活再建にいたるまでの被害者の支援には、多様な関係機関が切れ目なく、総合的に取り組むことが重要です。また、多くの関係機関が連携して、長期にわたり被害者支援に取り組むため、東京都などとの連携を核にして、各民間団体とも連携し、緊密な支援の体制を整備するとともに、地域の支援ネットワークの形成に努める必要があります。

区は、平成13年度に関係機関連絡会議を設置し、配偶者等による暴力の防止、被害者の保護および自立支援に関して区内関係機関、警察、民間団体との連携に努めています。

今後、関係機関連絡会議の体制をより充実し、区内関係機関相互の連携、協力体制を保持するとともに、東京都や関係市区町村、民間団体など、広域的かつ広範な支援を行う連携体制の構築を図り、関係機関との連携強化に努める必要があります。

また、区の相談支援や援助機能を高めるため配偶者暴力相談支援機能整備の検討など体制整備に努め、基本計画に基づく施策を着実に推進していく必要があります

[これまでの主な取組]

- 関係機関連絡会議の実施
- 東京都・警察など関係機関との連携強化
- 民間団体との連携

[今後の主な取組]

- 配偶者暴力相談支援機能整備の検討（新規・再掲）（P46に説明を記載）

配偶者からの暴力の防止や被害者の保護は、住民に身近な行政主体である区市町村が果たす役割が極めて重要です。また、被害者が暴力から逃れ、本人の意思に沿った自立に至るためには、相談から一時保護、生活再建まで、身近な地域での様々な関係機関による支援が重要です。

配偶者暴力に係る施策を総合的かつ継続的に推進するため、区における配偶者暴力相談支援機能整備のあり方について、事業内容や職員体制、設置場所等の検討を進めます。機能整備にあたっては、検討機関を設け検討を進めます。

- 関係各課との連携強化

庁内の関係各課と連携を図り、相談から自立にいたるまで、切れ目なく総合的に被害者支援に取り組めるよう進めます。

- 東京都等との連携強化

被害者が充実した支援が受けられるよう、東京都など関係機関との連携・ネットワーク化を一層進めていきます。

施策目標（1） 関係機関との連携強化

被害者の置かれた状況に対応し、切れ目のない支援体制を整えるために関係機関や民間団体と緊密な連携を図ります。

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
44	関係機関連絡会議の体制の充実 【人権・男女共同参画課 関係課】	<p>関係機関連絡会議の運営を通して区内関係機関相互の連携、協力体制の維持を図ります。</p> <p>関係機関連絡会議では、専門委員会および検討部会の構成を充実し、具体的な事案についても個人情報の保護に十分留意し、実践的、継続的な協議を行います。</p> <p>被害者の保護、自立支援を図る上で、民間団体の理解と協力は極めて重要です。このため、課題となっている事項等に応じて民間の支援団体をはじめ、人権擁護委員や、歯科医師会、民生・児童委員等、様々な関連する団体の参加についても検討していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等暴力防止関係機関連絡会議（年2回）の実施 専門委員会（年2回） 検討部会（年8回） 	[継続]
45	関連する地域ネットワークの活用 【人権・男女共同参画課 関係課】	<p>児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や犯罪被害者支援ネットワークなど配偶者暴力の問題と関連の深い分野において、関係機関のネットワーク化が図られています。これらのネットワークとの連携強化により、関連施策との連携協力を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口職員対象に配偶者暴力被害者支援研修を実施（受講者43人） 	[継続]

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
46	東京都、他区市町村等広域連携の強化 【人権・男女共同参画課 関係課】	<p>区は、被害者が生活する地域社会の中で適切な保護と支援が行われるよう、東京都配偶者暴力相談支援センター、警察等関係機関との情報の共有に努め相互に連携を図ります。</p> <p>被害者の支援にあたっては、他区市町村との広域的な連携を図る必要があることから、区は、東京都、区市町村、関係機関、関係団体によるネットワークを形成しつつ、相互に緊密な切れ目のない連携がとれる体制の構築に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課長会など関連会議による東京都、他区市町村等広域連携の強化 	[継続]
47	加害者対策の調査・研究 【人権・男女共同参画課 関係課】	国は第3次男女共同参画基本計画において、加害者更生プログラムの調査研究を実施するとしています。国における調査・研究の状況について把握に努めるとともに、総合福祉事務所等における加害者からの問合せや相談の分析に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・国・都との情報交換 	[継続]
48	民間団体との連携 【人権・男女共同参画課 関係課】	被害者の保護、支援にあたっては、行政の力だけではなく、民間団体のきめ細やかな支援と協力が欠かせません。被害者支援において幅広い活動を行っている民間団体等と、今後とも、一層の連携に向けた取組を進めています。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等暴力防止関係機関連絡会議における民間団体との協力・連携について確認 	[継続]

施策目標（2） 区の体制整備と施策の推進

配偶者暴力の早期発見から、相談、安全確保、その後の自立支援など切れ目のない支援を行うことができるよう、関係機関や関係部署との連携協力により庁内体制の整備を図ります。

No.	事業名 【担当課】	事業概要	23年度末の現況	27年度目標
49	区の体制整備 【人権・男女共同参画課 総合福祉事務所 関係課】	区における相談支援機能を高めるため、身近な地域でのより充実した相談、情報提供、自立生活支援のためのサービスを提供できる体制を整えていくよう努めます。	・男女共同参画施策推進会議（年4回）、配偶者暴力防止関係機関連絡会議（年2回）などの開催	[継続]
50	配偶者暴力相談支援機能整備の検討（再掲） 【人権・男女共同参画課 関係課】	配偶者暴力に係る施策を総合的かつ継続的に推進するため、区における配偶者暴力相談支援機能整備のあり方について、事業内容や職員体制、設置場所等の検討を進めます。機能整備にあたっては、検討機関を設け検討を進めます。（再掲）	・配偶者暴力相談支援機能のあり方の検討について、他区の状況を調査（再掲）	[新規] ・配偶者暴力相談支援機能整備の検討（再掲）
51	被害者支援に係るボランティアの確保と支援体制づくり 【人権・男女共同参画課 総合福祉事務所】	被害者へのボランティアによる支援体制について検討します。また、相談窓口において被害者支援のため、外国語通訳、手話通訳を確保するように努めます。	・必要に応じてボランティア通訳者の確保	[継続]
52	計画の推進と施策の見直し 【人権・男女共同参画課 総合福祉事務所】	関係機関連絡会議において基本計画に基づく施策の進捗状況を管理します。また、関連機関連絡会議を定期的に開催し、支援の状況および今後の取組課題について協議します。	・「配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」の改定に向け、計画の推進状況について確認	[継続]

V 資料編

配偶者暴力相談支援機能について	46
DV 被害を受けた場合の自立へ向けた支援策（例示）	48
配偶者暴力被害者支援フローチャート	50
用語解説	51
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	53
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する 基本的な方針（概要）	64
練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議設置要綱	70
練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画策定の経過	75

配偶者暴力相談支援機能について

配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という）は、平成19年の配偶者暴力防止法の改正により、区市町村における設置が努力義務として盛り込まれた被害者支援の中心的な役割を果たすものです。

支援センターは、特定の施設をさすものではなく、果たすべき機能の総称であり、支援センターに必要とされる6つの機能は以下のとおりです。既存の配偶者暴力専門相談、緊急一時保護などの事業を活用または強化して、人権・男女共同参画課と男女共同参画センター、総合福祉事務所が、役割分担と連携により支援センターの機能を果たすことができます。

[配偶者暴力相談支援センターの6つの機能]

- ① 相談や相談機関の紹介
- ② 被害者の心身の健康回復のためのカウンセリング
- ③ 被害者・同伴家族の緊急時における安全の確保および一時保護
- ④ 自立生活促進のための情報提供等
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供等
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設利用についての情報提供等

配偶者暴力防止法第3条には、都道府県は、婦人相談所その他適切な施設において、当該施設が支援センターの機能を果たすようにするものと定めています。東京都は、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターのそれぞれの機能を合わせ、配偶者暴力相談支援センターとしています。

東京都配偶者暴力相談支援センターの設置例

東京ウィメンズプラザ

- ・相談事業（法律相談、男性相談等）
- ・関係機関のネットワーク会議
- ・民間活動助成
- ・研修（職務関係者研修等）、講演会
- ・区市町村支援

東京都女性相談センター

- ・相談事業
- ・判定業務
- ・一時保護業務
- ・補助事業
- ・婦人保護施設への入退所決定等
- ・裁判所への書面提出

【他区の例】

港区では、家庭相談センターの名称で、配偶者暴力相談支援機能とひとり親家庭の支援業務を担っています。板橋区では、男女平等推進センターを支援センターとして位置づけ、配偶者暴力に悩む被害者の身近な相談窓口として被害者支援を行っています。一時保護や生活再建支援など直接的な支援機能は、福祉事務所が担っています。

板橋区配偶者暴力相談支援センターの設置例

男女平等推進センター

- ・相談事業（総合相談、DV専門相談）
- ・庁内外連携機関の連携コーディネイト
- ・DV防止基本計画の推進
- ・保護命令に関する情報提供、助言
- ・福祉事務所との連携協力
- ・その他（DVに関する証明書発行）

福祉事務所

- ・一時保護および付随する相談機能
- ・支援センターとの連携協力
- ・その他（生活再建に向けた支援）



【支援機能整備の課題】

現在は、被害者が都支援センターや警察、公証役場に出向き、保護命令申立に関する証明書発行や、健康保険・国民年金などの行政サービス受給の特例措置のための相談を受けたことの証明書発行を申請しています。身近な区が支援機能を整備することで、証明書発行などの支援がより迅速にできるようになり、被害者支援が充実することとなります。

配偶者暴力相談支援センターに求められる6つの機能を充実・強化し、被害者支援を総合的かつ継続的に進めるためには、支援機能を整備することで新たに可能となる業務（通報や保護命令関係業務）のほか、既存の業務（相談事業や緊急一時保護事業など）の連携構築や役割分担の整理が必要です。配偶者暴力相談支援機能を整備するにあたって、下記について検討し進めます。

1 核となる相談窓口の設置

配偶者暴力の核となる総合相談窓口（電話相談設置を含む）を設置することにより、被害者や区民に相談窓口や相談先が明確になるように取組みます。それにより被害者が相談を寄せやすくなり、早期発見につながります。

2 行政サービス特例措置のための証明書発行の体制づくり

通報関係業務、保護命令関係業務、年金・医療保険などの特例措置のための相談証明業務を自ら行えるようになることで、被害者支援を迅速に実施できるようになります。

3 関係機関との連携体制の充実

現在も、区の各部課や関係機関など被害者支援に関わる多くの機関と連携をとりながら対応を図っていますが、整備により連携の窓口が明確になり、より一層緊急対応や緊急一時保護、自立支援などの施策が連携して進めやすくなります。

配偶者暴力相談支援機能を整備するために検討が必要な主な課題は、下記のとおりです。今後、課題について計画期間内に検討機関を設け、調査・検討を進めます。

- ① 対応の難しい事案への対応
- ② 休日・夜間の被害者対応
- ③ 行政サービス受給特例措置のための証明業務
- ④ 職員配置および財源（経費）
- ⑤ 総合福祉事務所の相談機能との役割分担

DV被害を受けた場合の自立へ向けた支援策（例示）※初期・中期・長期の期間は例示であり、被害者の状況により異なります。

初 期 「生 命 の 安 全 確 保 」	中 期 「安 全 な 生 活 確 保 」	長 期 「自 立 生 活 の 支 援 」
暴 力 に 対 す る 相 談	経 濟 的 支 援	職業訓練等に係る給付
発見・通報 相 談	生活保護・貸付	<総合福祉事務所> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 ・ひとり親家庭高等技術訓練促進費
法律相談	<総合福祉事務所> <ul style="list-style-type: none"> ・母子福祉資金 ・女性福祉資金 ・応急小口資金 <社会福祉協議会> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金 <公益財団法人 東京都私学財団> <ul style="list-style-type: none"> ・入学支度金貸付 ・育英資金貸付 ・私立高等学校等授業料軽減助成 <都立高校> <ul style="list-style-type: none"> ・都立高等学校等授業料等減免制度 各種手当 <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当 ・児童扶養手当 ・児童育成手当 助 成 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等医療費助成 	※保護命令申立てに関する支援 <p>現在は、被害者が東京都配偶者暴力相談支援センターや警察、公証役場に出向き、保護命令申立てに関する証明発行を申請しています。</p> <p>身近な区で配偶者暴力相談支援機能を整備すると、地域で証明書発行等の支援を行うことが可能になります。</p>
緊急避難	加害者から の 保 護	保護命令違反の場合の捜査 <ul style="list-style-type: none"> ・警察署

緊急一時保護

- ・都配偶者暴力相談支援センター
- ・緊急一時保護施設

※ 保護命令申立てに関する支援

- ・都配偶者暴力相談支援センター
(東京ウイメンズプラザ、女性相談センター)
- ・警察署
- ・保護命令・仮処分申立て
- ・地方裁判所
- ・ストーカー規制法に基づく警告等
- ・警察署
- ・警視庁ストーカー対策室
- ・閲覧等の制限
- ・戸籍(住民登録)
- ・住民基本台帳等
- ・国保年金課など)

警視庁ストーカー対策室

- ・警視庁ストーカー対策室
- ・緊急一時保護施設

都営住宅

- ・都女性相談センター
- ・総合福祉事務所
- ・母子生活支援施設
- ・宿泊所
- ・宿所提供的施設
- ・就学相談等
- ・就業訓練

保護施設

- ・都女性相談センター
- ・総合福祉事務所
- ・区営住宅
- ・都市整備局
- ・東京都住宅供給公社
- ・就労相談
- ・総合福祉事務所就労支援専門員
- ・東京しごとセンター
- ・ハローワーク、マザーズハローワーク
- ・母子家庭等就業・自立支援センター
- ・都立就業能力開発センター
- ・母子家庭等就業・自立支援センター

心 理 的 ケ ア

- ・男女共同参画センター
- ・都配偶者暴力相談支援センター
(東京ウイメンズプラザ、女性相談センター)
- ・保健所・保健相談所

相 談

- ・男女共同参画センター
- ・都配偶者暴力相談支援センター
(東京ウイメンズプラザ、女性相談センター)
- ・保健所・保健相談所
- ・カウンセリング等専門相談
- ・男女共同参画センター
- ・都配偶者暴力相談支援センター
- ・医療機関等情報提供
- ・都医療機関案内サービス(ひまわり)
- ・ワムネット(独立行政法人 福祉医療機構)

自助グループの情報提供

- ・男女共同参画センター
- ・東京ウイメンズプラザ

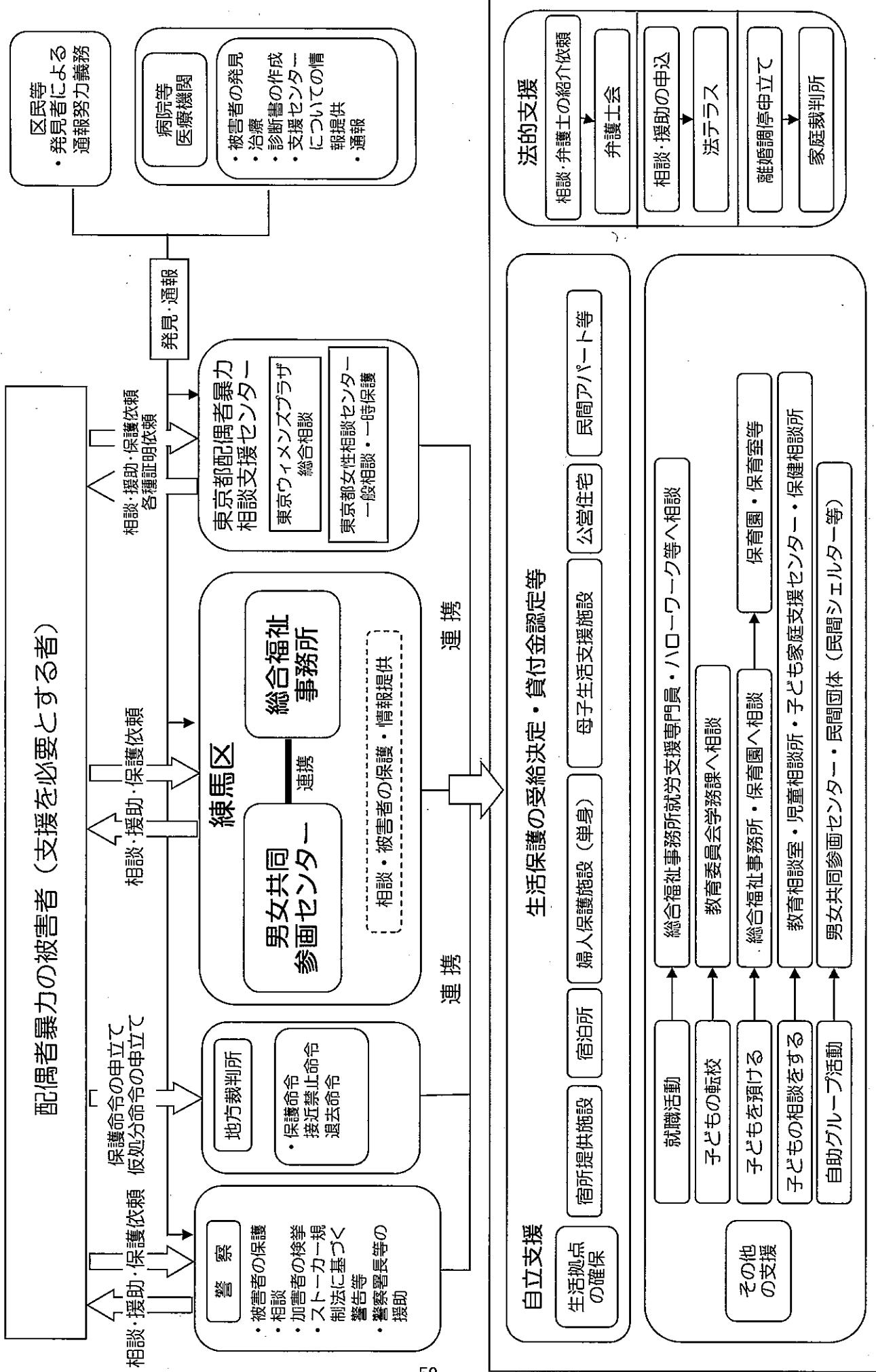
生 活 基 盤 の 確 保

- ・区営課
- ・都市整備局
- ・東京都住宅供給公社
- ・就労相談
- ・総合福祉事務所就労支援専門員
- ・東京しごとセンター
- ・ハローワーク、マザーズハローワーク
- ・母子家庭等就業・自立支援センター
- ・都立就業能力開発センター
- ・母子家庭等就業・自立支援センター

損害賠償請求

- ・簡易裁判所、地方裁判所
- ・法テラス(日本司法支援センター)
- ・離婚調停申立
- ・家庭裁判所

配偶者暴力被害者支援フローチャート



用語解説

【配偶者】

配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には、婚姻の届出をしていない「事実婚」の場合や、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合も含みます。

なお、暴力の未然防止のための取組や意識啓発など、法律の根拠を必要としない様々な施策については、配偶者以外の恋人など親密な間柄にあるパートナーも含め、対応を進めています。

【配偶者暴力】

配偶者を「なぐる」、「ける」といった身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言をはく」、「無視する」、「わざと相手が大切にしているものを壊す」などの精神的暴力や行動の制限、「生活費を渡さない」経済的暴力、「性的行為を強要する」、「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれます。

【ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)】

「DV」と略されることが多く、「配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあつた人からふるわれる暴力」という意味で使われます。ドメスティック・バイオレンスを直訳すると、「家庭内の暴力」となり、親やその他の親族が子どもに対してふるう暴力など、高齢者や子どもなどに家庭内でふるわれる暴力を含めて使用される場合もあります。また、国においては、DVという用語を使用せず、いわゆる配偶者暴力防止法に沿って「配偶者からの暴力」という言葉を使用しています。このため、本計画でも基本的に「DV」という言葉は使用せず、文章表現上などやむを得ない場合に使用することとしています。

【デートDV】

携帯をいつもチェックされる、いつもはやさしいのに気に入らないと暴力をふるわれるなど、結婚していない交際相手など親しい関係の男女間での体、言葉、態度による暴力（身体的暴力、精神的暴力、行動の制限、性的暴力、経済的暴力）を言います。

なお、デートDVという用語はまだ定義が定まっていない状況ですが、本書では、マスコミ等で多用されている「デートDV」という言葉を使用することとします。

【保護命令】

配偶者暴力防止法が定める、被害者の生命または身体にさらに危害が加えられること

を防止するための制度です。被害者が裁判所に申立てを行うことにより、裁判所は暴力をふるったとされる配偶者から言い分を聴き、申立ての内容を審理します。

保護命令には、暴力をふるったものに対し、被害者につきまとったり、住居、勤務先などの近くを徘徊したりすることを禁止する「接近禁止命令」（6か月間）と、加害者に対して家から出て行くよう命令する「退去命令」（2か月間）など5種類があります。

【一時保護】

暴力から逃れ、家を出た被害者や子どもたちの安全を確保するため緊急に保護することが必要であると認められる場合等に、被害者本人の申請に基づく緊急の避難場所として、一時保護所があります。

【二次的被害】

相談を受けた友人や支援する立場にある行政など職務関係者などが配偶者などからの暴力に関し、基本的な理解を欠いたり、偏見を持ち、その言動によって、被害者を傷つけてしまうことを言います。

【加害者更生プログラム】

米国などでは、逮捕された加害者に対して、裁判所が更生プログラムの受講を命じるなど、刑事手続きにおいて、明確に位置づけられています。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雜則（第二十三条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者的心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法

令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に 危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌惡の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的しゅう羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛け著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認める

きは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一條 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。

ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるものの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する
基本的な方針（概要）

平成20年1月11日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、平成16年5月には、法改正が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、基本方針が策定された。平成19年7月に法改正が行われ、平成20年1月11日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官

に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや適切な相談機関を紹介するなどの対応を探ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を

一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

（2）一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

（3）婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

（4）広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

（1）関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手續の円滑化を図ることが望ましい。

（2）被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。外国人登録原票については、原則として非公開であり、その取扱いには十分な注意が求められることについて、徹底することが必要である。

（3）生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

（4）就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

（5）住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

被害者が被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が社会保険事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するためには必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行

うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高

める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときはその結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議設置要綱

平成 14 年 2 月 22 日
練 総 女 発 第 64 号

(設置)

第1条 練馬区における配偶者等による暴力に係る問題について、関係機関の連携を確保することにより、被害の防止、被害者の円滑な保護および自立支援を図ることを目的とし、練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の規定に基づき、配偶者等による暴力の防止、被害者の保護および自立支援に関して協議する。

(構成)

第3条 連絡会議は、別表第 1 に掲げる委員をもって構成する。

(連絡会議)

第4条 会長は連絡会議を招集し、これを主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(関係者の出席)

第5条 会長は必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求め、発言させることができる。

(専門委員会)

第6条 連絡会議に専門委員会を置く。

2 専門委員会は、つぎに掲げる事項を所掌する。

- (1) 関係機関間における定期的な情報交換
- (2) 担当職員の職務能力の向上を図り専門知識を習得する機会の提供
- (3) 配慮を要する被害者に関する内容についての具体的な検討

3 専門委員会は、別表第 2 に掲げる機関の職員から当該機関の長が指名した専門委員をもって構成する。

4 専門委員会に専門委員長を置き、練馬区総務部人権・男女共同参画課長をもって充てる。

5 専門委員長は会を招集し、運営し、および会の経過または結果を連絡会議に報告する。

6 専門委員長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 第2項第 3 号の場合において、総合福祉事務所、保健相談所および警察署の各機関については、所定地域を管轄する機関の専門委員を招集するものとする。

(検討部会)

第7条 連絡会議に必要に応じて検討部会を置く。

2 検討部会は、連絡会議から付議された事項について調査・検討する。

3 検討部会は、連絡会議に属する関係機関のうちから、会長が別に指定した機関に属する者をもって構成する。

4 検討部会に検討部会長を置き、練馬区総務部人権・男女共同参画課長をもって充てる。

5 検討部会長は会を招集し、運営し、および会の経過または結果を連絡会議に報告する。

6 検討部会長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる

る。

(庶務)

第8条 連絡会議、専門委員会および検討部会の庶務は、練馬区総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成14年2月22日から施行する。

付 則（平成14年3月22日 練総女発第74号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成18年5月12日 18練総人第107号）

この要綱は、平成18年5月12日から施行する。

付 則（平成19年10月1日 19練総人第471号）

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（平成20年5月8日 20練総人第82号）

この要綱は、平成20年5月8日から施行する。

付 則（平成20年9月18日 20練総人第344号）

この要綱は、平成20年9月18日から施行する。

付 則（平成22年2月24日 21練総人第583号）

この要綱は、平成22年2月24日から施行する。

付 則（平成22年4月1日 22練総人第93号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年4月1日 23練総人第26号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

会長	練馬区総務部長
副会長	練馬区健康福祉事業本部福祉部長
委員	練馬区総務部情報公開課長
〃	練馬区総務部人権・男女共同参画課長
〃	練馬区区民生活事業本部区民部戸籍住民課長
〃	練馬区区民生活事業本部区民部税務課長
〃	練馬区区民生活事業本部区民部国保年金課長
〃	練馬区健康福祉事業本部福祉部総合福祉事務所の代表所長
〃	練馬区健康福祉事業本部健康部健康推進課長
〃	練馬区健康福祉事業本部児童青少年部子育て支援課長
〃	練馬区健康福祉事業本部児童青少年部保育課長
〃	練馬区健康福祉事業本部児童青少年部 練馬子ども家庭支援センター所長
〃	練馬区教育委員会事務局学校教育部学務課長
〃	練馬区教育委員会事務局学校教育部教育指導課長
〃	警視庁練馬警察署生活安全課長
〃	警視庁光が丘警察署生活安全課長
〃	警視庁石神井警察署生活安全課長
〃	練馬区女性および母子緊急一時保護指定施設長
〃	医師
〃	弁護士

別表第2（第6条第3項関係）

専門委員の 属する機関	練馬区総務部人権・男女共同参画課
//	練馬区健康福祉事業本部福祉部練馬総合福祉事務所
//	練馬区健康福祉事業本部福祉部光が丘総合福祉事務所
//	練馬区健康福祉事業本部福祉部石神井総合福祉事務所
//	練馬区健康福祉事業本部福祉部大泉総合福祉事務所
//	練馬区健康福祉事業本部健康部豊玉保健相談所
//	練馬区健康福祉事業本部健康部北保健相談所
//	練馬区健康福祉事業本部健康部光が丘保健相談所
//	練馬区健康福祉事業本部健康部石神井保健相談所
//	練馬区健康福祉事業本部健康部大泉保健相談所
//	練馬区健康福祉事業本部健康部関保健相談所
//	練馬区健康福祉事業本部児童青少年部 練馬子ども家庭支援センター
//	警視庁練馬警察署生活安全課
//	警視庁光が丘警察署生活安全課
//	警視庁石神井警察署生活安全課
//	練馬区女性および母子緊急一時保護指定施設

第7条関係

区分	練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議検討部会名簿(23年度)
会長	総務部 人権・男女共同参画課長
副会長	福祉部 大泉総合福祉事務所長
委員	区長室 広聴広報課 相談担当係長
委員	企画部 情報公開課 個人情報保護担当係長
委員	総務部 人権・男女共同参画課 事業係長
委員	区民部 戸籍住民課 住民記録係
委員	区民部 戸籍住民課 戸籍第一係
委員	区民部 戸籍住民課 外国人登録係長
委員	区民部 税務課 管理係長
委員	区民部 国保年金課 こくほ資格係長
委員	福祉部 光が丘総合福祉事務所 相談係長
委員	健康部 健康推進課 保健指導係次席
委員	健康部 地域医療課 管理係長
委員	健康部 光が丘保健相談所 地域保健係長
委員	児童青少年部 子育て支援課 児童手当係長
委員	児童青少年部 子育て支援課 子ども育成係長
委員	児童青少年部 保育課 管理係長
委員	児童青少年部 保育課 入園相談係長
委員	児童青少年部 子育て支援課 練馬子ども家庭支援センター 児童福祉担当係長
委員	学校教育部 学務課 学事係長
委員	学校教育部 教育指導課 指導主事

練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画策定の経過

練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議、同専門委員会、同検討部会では、標記計画について下記のとおり検討を行いました。そして、検討の各段階において、練馬区男女共同施策推進会議に報告を行うとともに、その意見を反映するようにいたしました。

また、この基本計画は、計画素案について練馬区議会企画総務委員会へ報告するとともに、練馬区男女共同参画推進懇談会および区民意見反映制度による区民意見もいただき、まとめたものです。

開催日	区分	内容と検討回数
平成23年6月29日	練馬区男女共同参画施策推進会議	基本計画策定の開始報告
平成23年7月1日	練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議	基本計画策定の開始
平成23年7月8日	専門委員会	配偶者暴力被害者実態調査実施
平成23年7月29日	検討部会	基本計画(骨子案)の検討(1)
平成23年9月7日	検討部会	基本計画(骨子案)の検討(2)
平成23年10月7日	検討部会	基本計画(骨子案)の検討(3)
平成23年11月29日	検討部会	基本計画(骨子案)の検討(4)
平成23年12月26日	検討部会	基本計画(骨子案)の検討(5)
平成24年1月23日	練馬区男女共同参画施策推進会議	検討部会から基本計画(骨子案)の報告と検討(1)
平成24年1月27日	練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議	検討部会から基本計画(素案)の報告と検討(1)
平成24年2月1日	練馬区男女共同参画推進懇談会	基本計画(素案)への意見照会
平成24年2月8日	検討部会	基本計画(素案)の検討(6)
平成24年2月20日	検討部会	基本計画(素案)の検討(7)
平成24年2月29日	練馬区男女共同参画施策推進会議	検討部会から基本計画(素案)の報告と検討(2)
平成24年3月29日	検討部会	基本計画(案)の検討(8)
平成24年4月11日	練馬区男女共同参画施策推進会議	基本計画(案)の検討(3)
平成24年4月27日	練馬区男女共同参画推進懇談会	基本計画(案)への意見照会

**練馬区配偶者暴力防止
および被害者支援基本計画**
(平成 24 年度～平成 27 年度)

平成 24 年 (2012 年) 5 月
練馬区総務部人権・男女共同参画課
東京都練馬区豊玉北 6-12-1

TEL 03-3993-1111
Eメール jinkendanjo@city.nerima.tokyo.jp